

泉
屋
叢
考

第
拾
貳
輯

泉屋叢考

第拾貳輯

一五 住友の吉岡銅山第一次經營

附錄 吉岡銅山關係資料

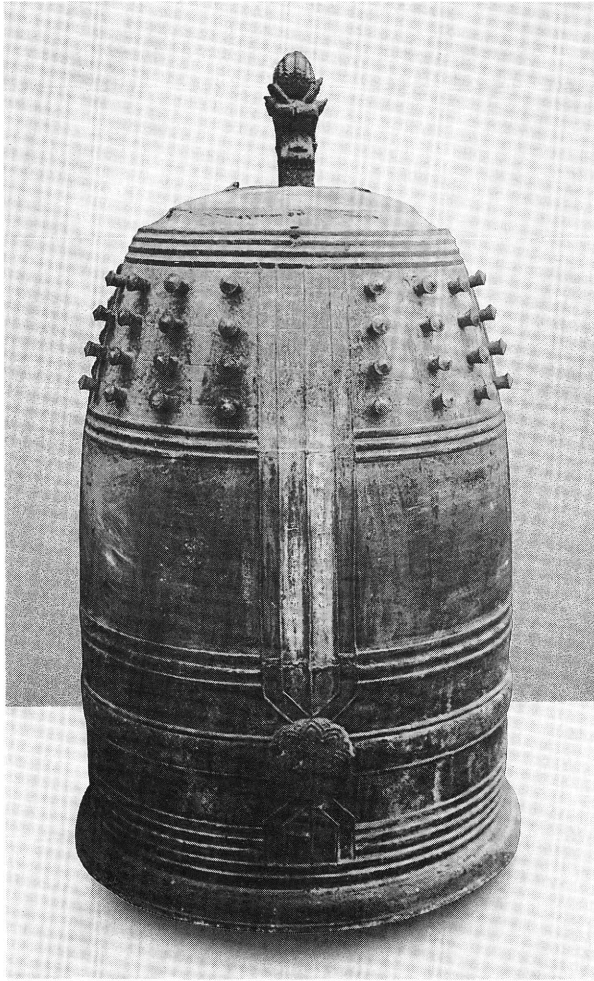
住友の吉岡銅山第一次經營

天和四年正月の再稼行願書

乃思法行願書
 一俵中川郡吹屋村御山云云延寶八
 年松寺禊言枝為仁年米三斗年
 由運と稱子七百拾枚元く信定相三斗年
 正月角山仁云云三斗年云云
 相勤難有寺云云

縦六寸三分

「備中川上郡吹屋村御山用控」所收

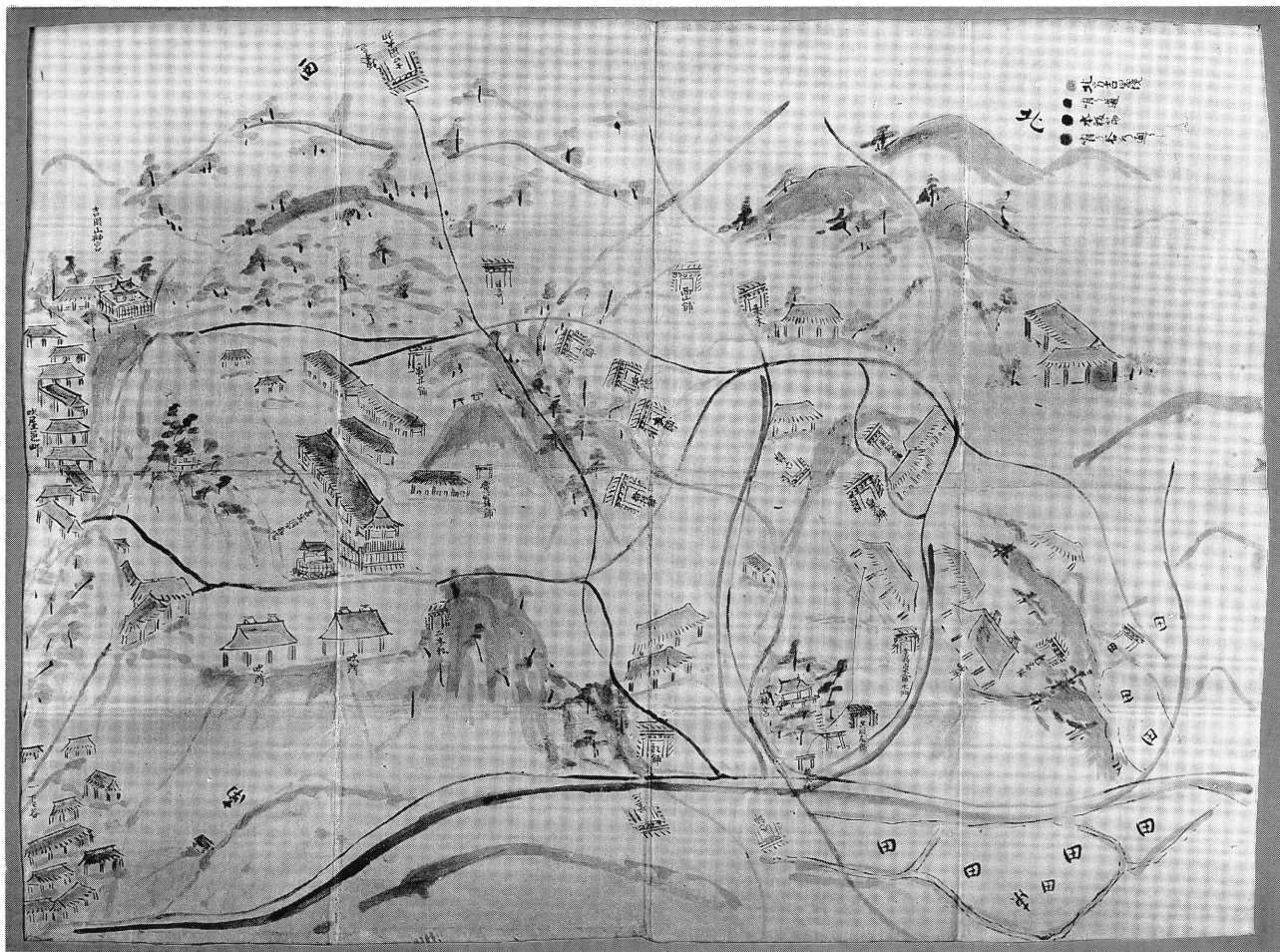


延命寺梵鐘

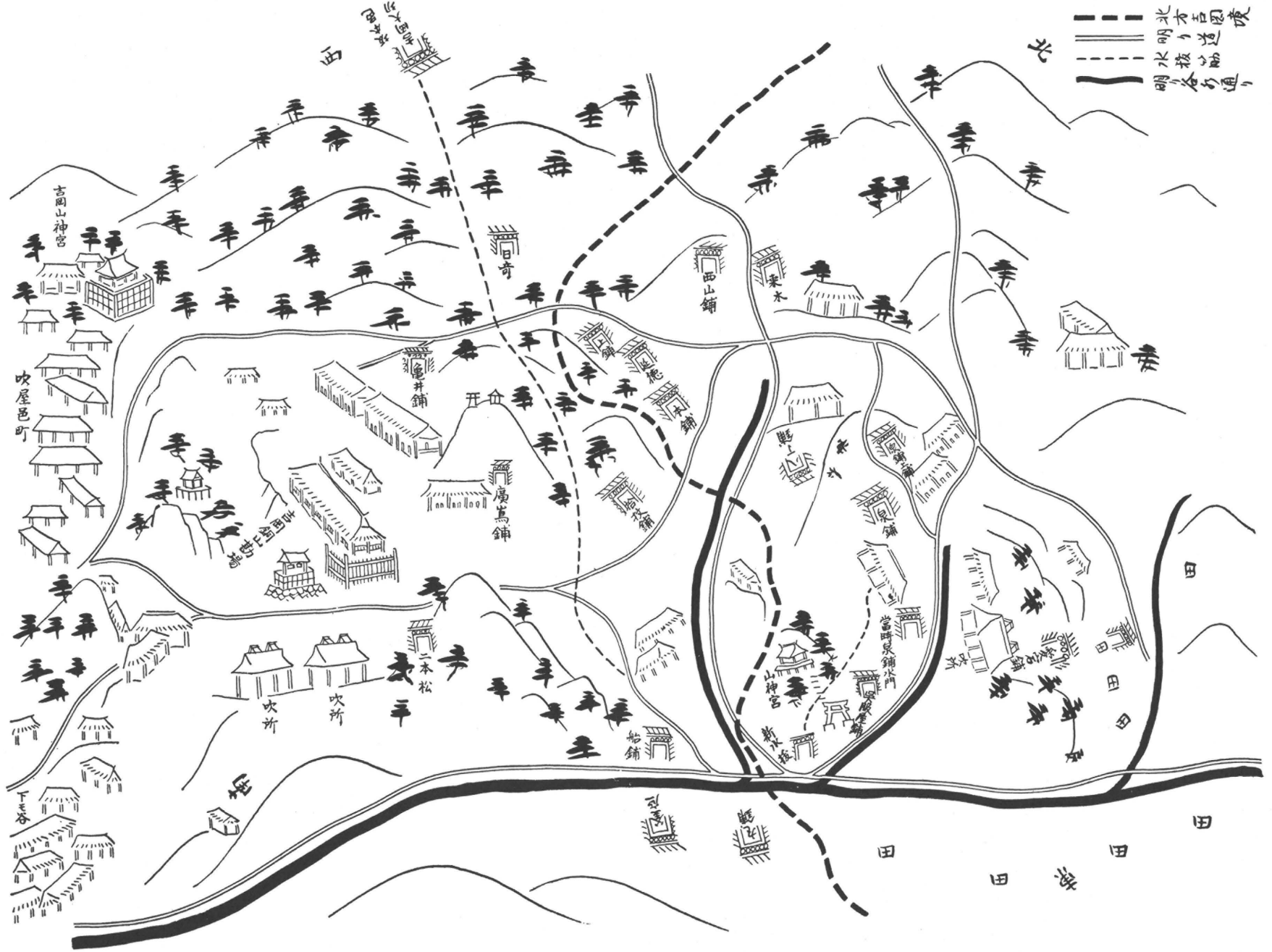
貞享三年三月、泉屋彦兵衛名義を以つて寄進せられた。口徑壹尺五寸、昭和十七年供出。原寫眞、岡山縣川上郡成羽町大字吹屋禪宗延命寺藏。

吉岡・北方兩銅山古圖

横縦
二尺八寸三分



(この圖は文政八年の調製と推定される。)



(吉岡・北方兩銅山古圖より作成)

住友の吉岡銅山第一次經營 目次

一	序 言	一
二	住友經營以前の吉岡銅山	六
三	第一次經營着手	三
四	大疏水坑道の掘鑿	九
五	選鑛精鍊と従業人	三〇
六	大疏水坑道の完成と繁榮	四二
七	第一次經營の終了	四六
八	第一次經營の成果	五〇
九	結 語	五三

一 序 言

吉岡銅山は岡山縣川上郡成羽町大字吹屋にある。吹屋は昭和三十年に成羽町に編入されたが、明治二十二年坂本村及び中野村の一部等を合併し、同三十二年に町制を布いたもので、江戸時代は概して天領に屬した。

この村域に稼行された吉岡（吹屋）銅山は、これに北接した松山領の舊川上郡丸山村に屬した北方銅山とともに、近代の吉岡鑛山を形成してゐる。

吉岡銅山の開創の時代は明確には知り難い。正徳二年^(西曆一七二二)十月泉屋吉左衛門の名で、代官平岡彦兵衛よりの諮問に答へて、泉屋が同鑛山を請負うた次第を述べた口上書の中に、寛永以前のことを「往古を取明候山にて最初取明之山師相知レ不申候」といつてゐる。^①また吹屋の舊家大塚氏の所藏文書で天明八年^(西曆一七八八)四月に寫したといふ覺書には、やゝ不明



吹 屋 町 並

瞭な記載法であるが慶長・元和頃以前のことを記して、四百餘年前より稼行されたと傳へ「銅山草創之始曆數稔と相知不申」とある。^②

ところが同鑛山は大同二年(西曆一〇七〇年)の開發にかゝるといふ説があり、この説は「備中誌」等に見え、また大塚氏文書の寛政三年(西曆一七九一年)十月の吉岡銅山名義及び三ツ道具建置由來書や文化元年(西曆一八〇四年)十一月の吉岡銅山相續次第書上にも採り入れられてゐる。^③さらに土肥經平の選した「備之中州名所」等に、「夫木集」に收めた大江匡房の備中白銀山を詠じた和歌を、吹屋の銀山であると考へてゐるが、前記の大塚文書文化元年十一月のものには、吉岡銅山は往古銀山であつたといふ同様の説を併記してゐる。

大同年間開發と傳へる鑛山は諸國にあつて、これは江戸時代諸鑛山を渡り歩いた鑛夫により傳へられた傳承とも見られて、歴史事實と認めるわけにはゆかぬ。また吹屋銅山が往古銀山であつたといふ説も、さして根據あるものでない。^④

ところで、以上の説とは別途に、吉岡の産銅が古く平安時代に溯り得るのではないかといふ可能性もあるのである。平安時代の初期に鑄錢料に充當された銅・鉛の主産地は長門・周防兩國であつたが、天長・承和頃より減少する状態であつたので、政府は銅山の新たな開發に努力した。貞

觀十二年(西曆八七〇年)二月に備中・備後兩國に命じて鑄錢料銅を採進せしめたのもその現れであつた。^⑤

當時は銅・鉛は採銅所と稱した官營の鑛業所で採掘精鍊したが、その經費は採銅所の所在した國或は他の指定を受けた國の租調庸等の租税をもつて供與された。備中國採銅所の場合は同國の租穀をもつて採銅料に充當した。そして役夫の經費を國に請求する際には、先づ産銅高を注記して國へ送付し、國でこれを調査した上で、産銅高に相應する經費を支給したのである。しかるに仁和四年(西曆八八八年)六月の太政官符に見える備中國解によると、備中の採銅使(採銅所長官)弓削秋佐は銅數の實檢を受けず、早く經費を支給せよと請求し、國と使の間で爭論を起してゐることが陳述されてをり、そこで太政官の裁斷を上申したのである。^⑥「延喜式」によると、毎年の採送額は備中國銅八百斤となつてをり、長門國は銅二千五百十六斤餘、鉛千五百十六斤餘、豊前國は銅は長門と額を同じくし、鉛は千四百斤とある。

室町時代に備中は但馬・美作・備前諸國とともに銅を出したことは確實な記録に見える。しかば、これらの産銅は備中の何れの鑛山からであらうか。それは勿論確かにどの鑛山とは斷定出来ない。同國には江戸時代稼行された銅山には吉岡以外にも北方・小泉・坂本その他數箇所を數へる。しかしこれ等の中で吉岡は天和元年(西曆一六一八年)泉屋が稼行に着手したときに、幾百年稼行さ

れた古銅山と傳へ、それを示すやうな舊坑の状態であつたし、また少くとも江戸初期の經營等については信憑するに足りる事實も知られるのである。同時に江戸時代を通じて備中第一の銅山であつたことも事實であるから、平安時代以來の備中の産銅地として吉岡を考へるのは、或は眞相に近いものかと思はれる。

さて本銅山の經營に就いては、正保以後延寶に至る間にも注目すべきものがあるやうだが、詳しくは不明である。天和以後幕末に至る間に、その初の住友家の二回に互る稼行、後の大塚家の二回の稼行及び京都銀座の經營等は主なものである。大塚家の稼行に就いては永山卯一郎氏の「早川代官」に紹介もあるが、^⑦住友家の經營に至つては、その家史「垂裕明鑑」に極めて斷片的抽象的で甚だ粗笨な記載があるの外は、之に依據した「住友物語」はもとより、「別子開坑二百五十年史話」にも、その性質上深く討究するに遑なく、一部の簡単な筆觸があるのみで、その全貌は未だ曾て明らかにされたことはなかつた。仍てこゝには新たに住友家所藏の吉岡銅山に關する一切の資料——「備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」・備中銅山元祿四末年の諸願扣・豫州「備中御銅山覺」・「備中銅山公用帳」・豫州「備中御運上控帳」・「たからの山」(諸國銅山記)等を精査考究し、傍ら大塚家所藏の資料を探り、その經營の實際を詳密具體的に論述して、本經營の實態を

把握すると共に、その住友鑛業史上將又日本鑛業史上に於ける意義を明らかならしめたいと思ふ。^⑧

註

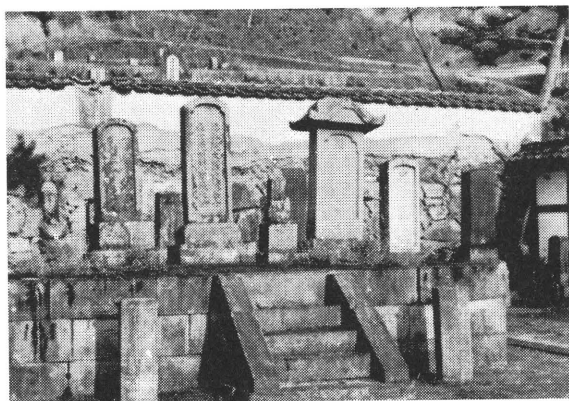
① 「^壬備中銅山公用帳」辰十月 泉屋吉左衛門口上書。

② 慶長年中の天明八申年迄、備中國川上郡吹屋村吉岡御銅山 請負人覺。

③ 文化元年十一月の吉岡銅山相續次第書上を天明八年の覺に比較すれば、寛永以前の記事が後者に對し大いに整備されてゐる。この中にはかなり根據あると思はれる部分もあるが、已にその記事にも明記してゐるやうに、「備中府志」等を參考して作爲された點が多い。「備中府志」は平川親忠の著で、享保末年頃の作のやうである。

④ 「備之中州名所」では匡房の詠じた白銀山は吹屋村の金山と考へてゐるが、同書と餘り年を隔てずに成つたと思はれる「歌枕備中民談」には、神戰の高谷といふ人の説を引いて玉島の十町ほど東にあり、當時も白銀山といふ所となしてゐる。いづれにしても吹屋となすべき證據はない。

住友の吉岡銅山第一次經營



大塚氏墓所

⑤ 「三代實錄」貞觀十二年二月廿五日丁未の條。

⑥ 「類聚三代格」寛平元年十月廿一日太政官符。

⑦ 大塚家の經營については銀座のそれとともに本叢書の續篇

において觸れる筈である。大塚家の第一次經營ともいふべ

きものは、享保七年より寛保二年までの稼行である。大塚

家の過去帳によると、最も古きは元祿十五壬午六月死の

大塚理右衛門宗勝であり、前述の第一次經營者は寛保元年

三月死の理右衛門宗俊であらう。大塚家の居住地の下谷の

同家墓地には、宗勝・宗俊の墓碑が莊嚴に營まれ、特に宗

勝のそれは最大である。これは大塚家中興の家祖となすに

もふさはしい。「たからの山」によると、元祿十六年夏大

塚理右衛門は小泉銅山を請負つてゐる。住友家の後に、元

祿十一年九月より吉岡を請負つたのは吹屋の庄屋五右衛門

であるが、「銅座公用留」所收の同十四年九月、水貫普請

のため拜借銀を代官へ願ひ出た五右衛門の願書に、政右衛

門とともに利右衛門が連署してゐる。大塚家文書の後のも

のに理右衛門・利右衛門は混用自署してゐるが、この連署

の利右衛門は恐らく大塚氏であらう。宗俊のとき大いに鑛

山界に進出したが、先代宗勝のときその基礎は已に出來て

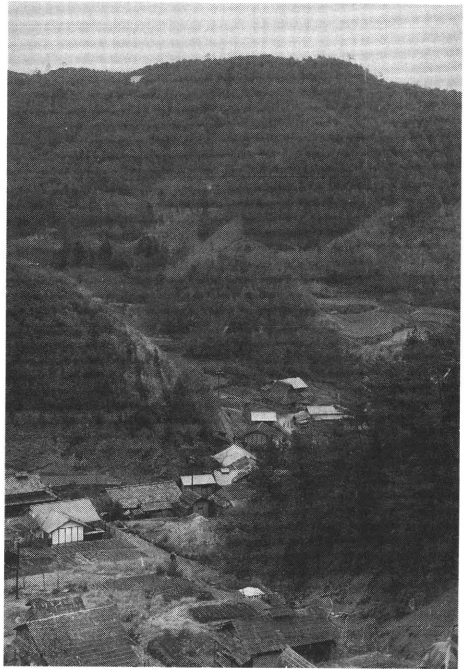
ゐたのである。

⑧ 註⑦に互るまでの本文並に註補訂。―(小葉田)―

二 住友經營以前の吉岡銅山

住友家の吉岡銅山經營を究明しようとすれば、之に先立ち、少しくそれ以前の銅山の状況を觀察して置く必要があらう。これに就いて先づ参考すべきは、元祿十五年(西曆一七〇二年)正月住友家より

江戸の勘定奉行へ提出した吉岡銅山産銅増益意見書の記載で、これによると、住友家の經營開始



吉岡銅山丘上よ銅山發祥地と傳へる大深
 方を望む。左前丘陵は黃金山。その向
 側が大深である。

の頃は、長期に亙る採鑛の爲め、山は廣範圍に掘り荒されて、既に百箇所に餘る間符即ち鑛坑が掘開されて居り、其の外にも尙坑口全く埋没して間符名のみ語り傳へるものもある状態であつたらしく、次のやうに申述べてゐるのである。

此御銅山之儀者、場所廣ク

第一鉸筋多御座候ニ付、先

年を掘申候間符數凡百ヶ所餘在之、又へ往古相稼候間符口者悉ク潰れ、間符之名計語傳候も御座候、惣而土山ニ而御座候故、鉸筋土之底を通、山面に鉸筋顯れ不申ニ付、此御山之儀、土中案内不鍛練にてへ、中々様子知れかたく御山ニ而御座候。

こゝに「先年を掘候」と言つてゐるのは、少くとも近世初期幕府直轄領となつて以來のことを指すものと思はれる。慶長五年（西曆一六〇〇年一六）に小堀新介正次が松山城に入り御代官所として備中の幕

領を支配し、正次の子政一がこれを繼いだといはれるが、元和三年（西曆一六一七年）二月池田長幸が鳥取より松山へ、同年七月山崎家治が困幡の若櫻より成羽へ移封せられ、この時、吹屋は山崎領となつたやうである。家治は寛永十五年（西曆一六三八年）に肥前の天草へ轉じ、吹屋は一時は松山の預り地となつたが、寛永十九年幕領となつたらしい。寛永以後の經營に就いては、住友家並に大塚家の資料によつて、その概要を窺ふことが出来る。これを表示すれば次の通りになるが、尙大塚家文書の慶長年中の銅吹初と記したものに、正保以前の經營者として

銅屋庄右衛門

備中矢掛村

笠岡小川氏

石州者

松山

伊達作左衛門

柳井新左衛門

備中松山

矢掛村

唐木祐五郎

武谷千右衛門

成羽

大坂屋慶順

を擧げてゐる。^③

經營期間

運上

經營者

一、自寛永二十年七月十八日（正保三年）至正保四年（慶安元年）

五年（三年）

出銅千貫目ニ付五拾貫目

大坂

天野屋新左衛門

二、自慶安元年（慶安二年）
至承應元年（至承應二年）

五年 壹ヶ年
銀 三百枚

（大坂）
天野屋八右衛門

三、自明曆元年（四月）
（至同 四年四月）

三年 壹ヶ年
銀三百六拾枚

堺
納屋次右衛門

四、自萬治元年
至寛文五年

八年 八ヶ年分
（三度ニ八年切）
銀千七百枚

大坂平野屋清右衛門
濱田屋庄兵衛

五、自寛文十年九月
（至延寶元年九月）

三年 壹ヶ年
銀千三百八拾三枚餘
（三ヶ年四千五百五拾枚）

大坂屋喜兵衛
江尾張屋新八
山本權右衛門
田中市郎兵衛

六、自延寶二年九月（元年）
（至同 四年九月）

三年 三ヶ年分
銀四千三百枚

江戸
二見屋源兵衛

七、自延寶六年（五年）
（至同 七年）

三年 三ヶ年分
銀四千五百枚

岡山
千田瀬兵衛

備考 一、本表は住友家の資料を主體として作製し、括弧（ ）内は大塚家の資料によつて補ひ、又相違點を示した。

二、明曆元年より寛文五年に至る間の運上は住友家の資料には壹箇年に銀貳百五拾枚又者三百三拾枚宛と見えてゐる。

「たからの山」によると、吉岡の主要間符の一つになつてゐる上六枚は天野屋が開坑し、また同じく本拾枚は濱田屋の手代廣嶋七郎左衛門・同八郎右衛門が取明けたと傳へてゐる。延寶五年（西曆一六七七年）の吹屋村檢地帳では、延寶二年に同村内の字千本及び大龜間歩で、畠地二町八反五畝

二十七歩が荒地に編入されてゐるが、これは開坑や小屋建設等のためであらう。^④

右に見るやうに、寛永二十年以來諸方の鑛山師によつて三年乃至八年間づゝ斷續的に經營され、その運上は次第に増加し、殊に寛文十年(西曆一六七〇年)に於いては一躍從來の最高額の四倍以上にも及んだ。これは當時競争者が現はれた爲めであるが、其の後も同様の情況であつたのか、尙それ以上にも増加されたのである。延寶以後も運上が増額の傾向をとつて請負はれたといふことは、この山が相當の老山であつたに拘らず、所謂西國第一の銅山と目されて、相當額の産銅を期待されてゐた爲めであらう。併し實情は必ずしも常に期待には副はなかつたらしい。これに就いて天和四年(西曆一六八四年)正月附の住友家の再稼行願書には

一御山掘申間符者、岑々山底に先年より只今ニ至り段々掘込申候ニ付、井之ことくニ罷成、

水わき出、かせきニ障申候。此水取捨申造用銀大分入申候故、先山師共も過分損仕候。

(後略)

一右御山之儀者西國壹番之銅山御重寶所ニ而御座候處ニ、水貫壹ヶ所も無御座候。唯今之通ニ御座候得者、水たゝゑかせき難成候間、末々中絶可仕と奉存候。(後略)

とて、先づ湧水による經營難を指摘し、次には又既述の如き運上増加の狀況を記して

(前略)其後段々御運上増ニ奉願、延寶七未年迄御請負申者共、所々方々之者迄大分損掛申候。如此先年御請負仕候者共者、凡三ヶ年限、其内半途ニ仕廻申者も御座候。

と運上多額による經營難を述べ、引續き更に

第一山かせき一圓不存白人、或者手前不如意成族も御座候而、仕届ヶ不申候。(後略)

と鑛山經營に對する無經驗或は資金の貧弱による失敗者のあつたことをも擧示してゐるのである。

これによつて觀ると、吉岡銅山の經營は容易なことではなく、代々の鑛山師も常に順調であつたわけでないらしい。前後七代の經營者の内四代迄が三年といふ短期經營であつたり、各代の間にも數回の中絶があることなども、また這般の消息を物語るものであらう。而してこの困難の後を承けて起つたのが住友である。

註

① 備中銅山元祿四未年々諸願扣・備中御銅山覺。

田控——裏表紙に備中川上郡吹屋村御山用と記した逸題

② 代官所よりの照會に對し、正徳二年十月住友家より回答し

書を姑くかく稱することとする——「備中銅山控」收録)

一 答申書(「備中銅山公用帳」・「備中銅山控」收録)及び天和四年正月の住友家の再稼行願書(「備中川上郡吹屋村御山

並に大塚家所藏の天明八年四月附吉岡銅山請負人覺及び文化元年十一月附吉岡銅山相續次第書上。

- ③ 大塚家所藏の文化元子年十一月の吉岡銅山相續之次第書上には、銅山となつた四百年餘以前に、銅屋庄右衛門が銅を始めて吹立てたやうに記してゐるが、この書上は前述したやうに作爲整理されたもので、これもその一つと考へられる。また寛政三年十月の吉岡銅山名義及び三ツ道具建置の由來書に大同二年の開發時より慶長年中迄は石塔銅山と稱したとあるが、「備中府志」に、小金山（黄金山）城の開基尼子氏の將吉田六郎兼久の墳墓があるところより其場所を石塔とよんだとあり、兼久は戰國末期の武將であるから、
- 石塔銅山の名稱を戰國以前に溯つて考へるのは矛盾である。なほ、吉岡銅山と同鑛脈に屬する坂本村銅山に就き、住友家の「諸國銅山見分扣」に「同國石塔銅山鍾筋之末ノ由」と見えるから元文の頃にも石塔銅山の稱が残つてゐたことが知られる。—（小葉田）— 尙、「こゝに『先年〆掘候』と言つてゐるのは」以降本文補訂。—（小葉田）—
- ④ 成羽町吹屋公民館所藏「延寶五丁巳年備中國河上郡吹屋村檢地帳」。『たからの山』によると云々以降本文並に註補訂—小葉田—

三 第一次經營着手

住友家が吉岡銅山に着目して、始めてその經營を願ひ出たのは、延寶八年（西曆一六八〇年）のことで、當主は友信であつた。その時の願書以下一件資料は不幸にも今日傳はらぬため、詳細は明らかでないが、運上は一箇年銀千七百拾枚（七十三貫五百三十匁）、年季は從來の例に従ひ取敢へず三年といふのであつて、翌天和元年正月より採掘にかゝつた^①。代々の經營難の後を承け、しかも從來より更に多額の運上を以つて之に當らんとした住友家には、果して如何なる目算があつたであら

うか。これに就いて参考になるのは、後の天和四年正月の再稼行願書に、前記のやうに無経験者或は小資本家の失敗を挙げた後

乍憚私義者諸國ニ而山かせき能たんれん仕り、大分仕入銀仕置、手廣クかせき仕候故、

御山無恙唯今迄相勤申候

と申立てゝゐること、これで見ると、住友家は経験と資力とに充分の自信を持ち、これによつて従來の鑛山師が悩んだ困難を克服して、大きな成果を収めんとしたものであつたことが知られる。

住友家の鑛山經營に關しては、一部に吉岡銅山の稼行を以つてその嚆矢とするかのやうにも説かれてゐるが、右の申立てによれば、さうではなくて、既に相當の経験を積んでゐることが考へられるし、更に子友芳時代の元祿六年(西曆一六九三年)五月の稼行繼續願書には

私數代御料私領數ヶ所銅山仕來り申鍛鍊を以云云

などゝも揚言してゐる程であるから、その鑛山經營は甚だ早かつたとせなければならぬのである。即ち寛文頃以後陸奥において、十和田鉛山、立石・轡(下モ)の二銅山、出羽において幸生・三枚・榎澤・板木澤・加久知・七拾枚の諸銅山を經營し、その他にもなほ稼行したと推測される諸山も

⑤ 少くないのである。

又その資力は、友信の父友以の頃大阪で肩を並べる富家もなかつたときへ傳へられ、寛文二年（西暦一六六二年）の友以逝去後幾何もなく、分家したばかりの末子平兵衛友貞が十人兩替に指定されたことなどからも大様推察せられるが、友信の代で本銅山請負に近い頃の具體的な一例を挙げると、延寶三年住友以下當時の銅貿易商仲間が、幕府より輸出用として足尾の銅五萬貫目の拂下げを受けた際、仲間の代表者六軒がその代金の引當として差出した五千兩分の家質中、他の五軒は一軒當り三百兩乃至七百八十兩分であるに對し、住友は一軒で二千二百七十兩分を負擔して居り、かくてその銅は、主要な銅貿易商十一軒で、從來の輸出の實績に應じて配分した結果、住友は一萬八千六百六十六貫餘といふ全額の三分の一以上も得たのである。これはその實績が從來三百萬斤の全國貿易高の中、住友は他の如き多きも四十萬斤、少きは四、五萬斤などいふのとは凡そ比較を絶し、實に全高の三分の一餘百十二萬斤にも及んでゐたからである。⑥ 又同五年以來は幕命を受けて幕府の長崎に於ける足尾銅直接交易の賣上代金約一萬兩の爲替方を、大坂屋と二軒で擔當することゝなつたが、この場合も住友の差出した家質は八千八百兩で、大坂屋の四倍に及んでゐる。⑦ 此等によつても住友の銅業界に於ける地位、從つてその資力が如實に窺ひ得られるであら

う。

かくて、住友家は吉岡銅山の經營に當つては、多額の資金を投入して、數箇所の間符を採掘したが、やがて天和三年(西曆一六八三年)三月よりは、「御山末々仕續」けんためとて吹屋村農民の諒解を得て、水貫即ち疏水坑道の掘鑿を開始したのである。¹⁰⁾この疏水坑道の着工は、吉岡入山以來二年餘も後のことであるが、それは恐らく鑛毒問題其の他で、吹屋村農民との交渉などに手間取つた爲めで、住友としては實は當初より豫定した計畫であつたと思はれる。鑛水は何時の世にも何處の山でも農民との間に悶着を惹起するもので、現にこの吉岡銅山でも、白長山に就いては、元祿十五年(西曆一七〇二年)の産銅増益意見書に、「是ハ田地ニ障申由ニ而、御百(マ、)性衆山稼致せ不申候。銅者有之由先年ハ申傳候古間符ニ而御座候。」と言つてゐて、有望な間符であるに拘らず、農民の反對によつて採掘出來なかつた事實を示してゐるのである。なほ、白長山に對し元祿三、四年に寸法切りして別の坑を切らうとしたのは、一つは農民の反對を避けたためかも知れぬ。一體吉岡銅山の從來の經營は、數百年に亙る採掘にも拘らず、一箇所の疏水坑道もなかつたといふのであるから、採掘に容易な地表部の良鑛はもとより、舊坑も手の届く限りの適當なところは、殆んど掘り盡されてゐたであらう。それにも拘らず、住友が從來より更に多額の運上納入を以つて、之が經

營に乗り出したのは、そこに當然何等かの新企劃によつて期待したところがなければならぬ。それには舊坑に對する更に有効な排水と、疏水坑道による完全な干水との二者の外はないのであつて、若し後者が實現されるならば、相當永續的に未顯の富鑛を採掘し得ることとなる。練達と資力とを自負した程の住友は、必ずやこの兩者を考慮して、遠大の計畫を立てゝゐると思はれる。されば請負年季三年の如きは、もとより唯取敢へず從來の例に従つたまでに過ぎないのである。

併しながら、實際に當つて見ると、豫想は裏切られた。舊坑の採鑛が湧水の爲めに左程思はしなくなつたらしい上に、疏水坑道の工事は非常な岩石の層に遭遇し、相當の費用をかけたけれども、進捗はかばかしくなかつたから、七月以降はこれを中止して仕舞つた。従つて現状のまゝで進んだのでは、將來は次第に經費がかさみ、高額運上と相俟つて、收支相償はないやうになると豫測され、爲めに見込薄として、同年末には一應年季通り銅山を返上するに至つたのである。¹³⁾

註

① 「備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」の天和四年 十年史話」に天和元年二月（史話の元和は誤植）採鑛に着正月附再稼行願書。尙「垂裕明鑑」及び「別子開坑二百五 手したと記してゐるのは誤りであり、更に史話には出願を

延寶八年二月と明記してゐるが、この二月は右の天和元年二月の二月が竄入したものと思はれる。因に永山卯三郎氏の「早川代官」には住友の稼行を天和三年以來と解してゐるが、これは史料の誤讀によるものである。同書に収録されてゐる吹屋の大塚家の文書の文化元年十一月附吉岡銅山相續次第書上には、

一、天和元年酉年ヨリ亥年迄、南部（都の誤讀か誤植である）松木兵助御請負仕候

但銀元差支御代官都築長左衛門様御支配之節御山差上申候。

一、同年ヨリ貞享元子年迄大坂和泉屋吉左衛門御請負申上御運上銀五千三百枚差上申候。

とあつて、和泉屋の「同年ヨリ」の同年は或は亥年を受けるとあつて、解されようが、松木兵助は資金難の關係で、請負通り稼行したのではなく、早く中止して仕舞つたのであり、それに又同家の天明八年四月の吉岡銅山請負人覺といふ文書には、和泉屋は十八年間稼行したと言つてゐるのから見て、この同年は天和元年のことゝしなければなら

いのである。（尤も同文書には「又元祿貳巳年ヨリ酉年迄五ヶ年切以上十八年」と言ひ、酉年即ち元祿六年迄の合計が十八年のやうに記してゐるが、別のところには元祿十一年迄稼行したことを言つてゐて、誤脱であることが知られる。）

而して同書には又

天和元年酉年ヨリ同亥年迄奈良松木兵助御請負仕候得共、銀元無^レ之埒明不^レ申候ニ付、御代官都築（勢とある

は誤り）長左衛門様御支配之節御山御取上被遊候。御山請替仕候様泉屋吉左衛門御運上銀五千三百枚云云

と言つてゐて、その文には終りのところに多少誤脱があるらしく、意味不通の嫌ひがないが、此等によると、住友は延寶八年に稼行を願ひ出たが、入札か何かの關係で奈良の松木兵助が稼行することゝなり、それが資金難で稼行頓挫の爲め、請負變更となり、住友が改めて稼行することゝなつたので、それも松木兵助は實際に稼行するに至らず、住友が天和元年の初めから稼行したものであつたらうことは、右の請負人覺の三箇年間の運上額銀五千三百

枚が住友の史料に見える一箇年千七百拾枚の三倍以上に當つてゐることから知られるであらう。

② 同右。

③ 「住友物語」・「別子開坑二百五十年史話」。但し二書の憑據となつた「垂裕明鑑」は必ずしもそのやうには言つてゐない。

④ 備中川上郡吹屋村御山用控・備中銅山控。

⑤ 第拾壹輯「別子稼行以前の住友鑛業」参照。

⑥ 「年々諸用留八番」の明和五年十二月二十五日の條、良山

(友芳)五十回忌追福記。尙住友の一分家(理助家)の「先祖傳書」に友以に註して、「銅職日繁榮、家名聞諸國。家人滿數百二京大阪抱三家屋鋪數多。或時大佛殿足場材木買得。嵯峨釋迦堂再建。以ニ殘木ニ京木屋町別莊建云云」とあるのもまたこゝに参考すべきであらう。

⑦ 理助家の友良の「先祖傳書」に平兵衛友貞に就いて「寛文二寅年父良入死、同年今橋二丁目分家(中略)爲ニ金銀兩替諸大名之用達」とある。而して「大阪市史」によれば、町奉行石丸定次による大阪十人兩替の指定は寛文初年で、中に

和泉屋平兵衛の名が見え、鴻池年表にこれを寛文三年のこととしてゐる。

⑧ 「銅異國賣覺帳」。「別子開坑二百五十年史話」に特定銅商

六人で拂下げを受けたやうに記してゐるのは誤りである。六人は家質を差出した代表者で、拂下げ願書には二十五名もの仲間が連署して居り、又事實十一人が拂下げ銅の割當を得てゐる。

⑨ 年々帳無番。

⑩ 天和四年正月附再稼行願書(備中川上郡吹屋村御山用控)。「備中銅山控」所收)。

⑪ 運上銀千七百十枚は七十三貫五百三十匁で、之を後の例により銅百貫目の價格銀五百五十匁として銅に換算すると一萬三千三百六十九貫餘即ち八萬三千五百五十六斤餘となる。然るに運上銅は出銅高の大體十分の一程度のものが多いから、この八萬三千五百五十六斤の運上に對しては、八十三萬斤餘の出銅がなければならぬこととなり、従つてそれが如何に高額で收支相償はなかつたかゞ知られるであらう。尙大塚家の資料によれば、住友家の年限内の運上は

銀五千三百枚となつてゐて、右の一箇年千七百十枚の三倍^⑬ 註^⑭に同じ。
よりも稍多い。

四 大疏水坑道の掘鑿

併しこの短期經營に於ける一時的蹉跌により、こゝでこのまゝ挫折して、忽ち初志を齟して仕舞ふやうでは、經驗と資力とを自負した住友の面目は何處にもないことになる。果然住友家では引續き直ちに思ひ直した。即ちこの山には既にながしかの資金を投じたことではあるし、何と言つても西國第一といはれた銅山である。數百年來採掘の老山とは言へ、坑底には尙莫大な富鑛が存在することは確實であらう。従つて疏水坑道さへ完成すれば、新山同様になし得て、相當の利益を收め得ること必定である。これは住友の如き經驗と資力とを併せ有つ者にして始めて企て得るところであつて、このまゝでは折角の寶山も遂に廢山となる外はない。こゝに於いて改めて計畫を立直し、一大疏水坑道掘鑿の工事を起すことに決した^①。これは俊英な當主友信以下主腦部の慎重な熟議の結果であらうが、これによつてまた住友が當時の鑛業家中に異色ある存在であつたと言ふことが出来る。

是に於いて返上に引續き、天和四年正月今度は一躍十箇年期限といふ遠大の計畫の下に、疏水坑道掘鑿を第一目標として再稼行を願ひ出た。大體鑛山の採掘繼續の場合、鑛夫の離散防止や其の他の諸準備の爲め、當然年季内に相當の餘裕期間を以つて繼續を願ひ出づべきものであるに拘らず、期限切れの翌月に至つて漸く再稼行の願書を提出してゐるのは、返上の期限が迫つても、尙容易に見通しがつかず、調査に調査を重ね、熟議考案を練るに時日を要したことを示すもので、かくて後漸くにして一大決意を固めるに至つたのであつた。^③當時の鑛山經營の年季は、寛永以來の例や今後の例でも知られるやうに、五年三年を普通としたもので、平野屋・濱田屋の兩人による八箇年經營といふのも、當初から八年を請負うたものではなく、三回の經營を合せて八年といふことであつた。^④それだけに今斷然十箇年の年季を以つて請負を願ひ出たといふことは、そこに非常な決意の程が窺はれるので、これは山の將來に對する見通しと、自らの手腕資力に餘程の自信がなくては出來ないことである。

ところが、これに對しては當局の方が危懼逡巡したらしい。先づ以つて年季は五箇年とするがよからうとこれを抑制したから、取敢へず五年といふことにして、改めて願書を提出したのである。元祿元年(西曆一六八八年)十月の稼行繼續願書にこの間の消息を次のやうに述べてゐる。^⑤

備中國川上郡吹屋村銅山之儀、先年御請仕稼申候處、數百年相續之御山故、間符共愈深(2)(2)鋪ニ罷成、水甚出御山稼不罷成、既及斷絶候。然共西國一番之結構成御山捨り可申段殘多奉存候ニ付、十ヶ年切ニ御請仕大水拔仕度之旨、服部六左衛門様御代官所之節奉願候得者、先五ヶ年切ニ仕候様ニと被仰付、天和四子年の當辰極月迄之御定ニ而大水拔切掛り、只今迄ニ大通り百四拾間小切風廻六拾間程掘明申候。
而して、この時の疏水坑道掘鑿計畫は次のやうなものであつた。⑥

大水貫積り

一谷の銅出申間符迄

此間際百八拾間

此外ニ間符の間符迄或者三拾間

又者五拾間水貫數ヶ所御座候

此入用金凡三千五百兩

この計畫は當時としては容易ならぬもので、餘程の覺悟を要したことであらう。

今度の請負に就いては、貞享元年(西曆一六八四年)子八月請負人泉屋彦兵衛、請人泉屋吉左衛門(友信)、

同吉右衛門(友芳)の名義で、代官服部六左衛門宛に次の主な箇條を含む一札を納れて請負契約を行つたのである。

一、水貫普請の目的で五箇年の季限で許可されること。

一、運上は掘出した銅千貫目に付、銅百貫目とし、その代銀五百三十匁宛の計算で、毎月上納する。

一、御番所御入用米百九石二斗の分を、年々の三分一直段(物成の納付に三分一銀納が行はれてゐて、銀納分の米相場である。)を以つて代銀で上納し、また御番所小屋は代官所よりの差圖を受け、泉屋より建設し、その破損修覆も負擔する。

さて今度の經營においては、疏水坑工事を第一とするが、この工事の進捗するにつれて採鑛の可能性も出て来るし、また前回に普請を仕掛けて置いた間符で、小額の費用を以つて採掘し得る場所は、傍ら採掘することゝし、これらの産銅に應じて運上を納入しようといふのである。掘出した銅千貫目に付運上銅百貫目といふ場合、この千貫目は實は山師取分即ち住友の取分をいふのであつて、従つて産銅高に對しては運上高は十一分の一となる勘定である。

運上を産銅高を基準として歩合制によるといふことは、前回に住友でもそれまでの例に従つて

運上高を他の業者とせる形式の下に一箇年の額を豫め請切つたのとは、その趣意において大いに異なるものがある。元來、鑛山の仕法に直山と請山の別がある。直山といふのは幕府や藩が直接經營するといふのでなく（このやうな直營は近世前期には殆んど存在しない）奉行・代官によつて直接管理し、鑛山關係の運上諸役をぢかに取立てる仕組の山であり、請山は一定の年季を限つて運上高を豫め契約し一切の鑛山稼行を業者に請負はす山である。ところで直山の運上法として、金銀山でも次第に多く採用され、銅山では普通に行はれたと思はれるものに荷分法がある。これは出鏈を山師分と公納分とに一定の率で分配する仕法であるが、銅山では一般に山師分十に對し公納分一の歩合であつたやうである。しかし銅山では早くより請山が多く採用された。吉岡でも慶安以來、一箇年の運上銀高を豫め契約して請負つたといふのは、請山の典型的な形式である。金銀山では重要なものは殆んど直山法を採用したが、銅山でも銅鑛業の發展につれて請山でありながら直山の仕法を加味するやうになつた。即ち運上の基準を産銅高に置くことは、荷分法の仕法の繼承である。しかも實は産銅高そのものより直接に歩合を計算するといふよりは、公納分と山師分とを一と十といふ具合に定めたことは、荷分法の趣意によく合致するのである。請山において、豫め運上を契約することは、業者の見込の上に立つてをり、殊に業者間に運上の多きをせ

らすといふ仕組は、それだけ經營の危険を伴ふ。従つて請負年季の長期化は、むしろ投機性をいよいよ高める可能性があつて期待出來難いのである。それ故に經營の合理化のためには直山法の仕法を加味した運上歩合制が望ましいものと考へられた。^⑦

歩合制の採用に伴つて、當局が採鑛・産銅状態を實檢監督するため、下役人の派遣とその駐在する番所が必要となるのである。そしてその諸入用が請負人の負擔とされたのである。^⑧番所といふのは床屋入口、銅荷物運送道筋、他領境拔道に各一箇所づゝ設けられたもので、役人は各番所毎に上番一人下番三人づゝ、總計十二人居り、之に對する給米は上番一人に付拾石と三人扶持、下番一人に付七石で、之を合計すると百九石二斗となるのである。^⑨この願書を提出したのが正月で、請負願人名義は泉屋彦兵衛となつて居り、^⑩いよいよ願出通り認可されて請書を差出したのは八月のことである。そしてこの請書には友信と嗣子友芳とが請人として名を列ねてゐるのである。^⑪かやうに認可が遅延したのは、この吉岡未曾有の大計畫に對し、當局でも相當問題として、裁決に難色のあつたためであらう。當初願ひ出た年季十年を五年に縮めて願書を提出せしめて置きながら、其の後愈々認可の段になつて甚しく手間取つたのは、この年季縮少のことは、或は當時の代官服部六左衛門一箇の配慮に出たものであつたかも知れない。次いで九月下旬服部代官が

檢見に來山して、漸く入山の運びとなつたが、この時住友家では、今後の稼行の實際に就いて、更に願ひ出るところがあつた。¹²⁾ その中の主要なものを挙げると次の通りである。

一大水貫之儀茶木間歩を可仕候。此壹ヶ所一日も無懈怠爲切可申候。火燈り不申節者風廻シ可仕候。其外五拾間三拾間之水貫之儀者、此方勝手次第段々切可申候御事。

これで前の積り書の「谷を銅出申間符」の間符が茶木間符であることが明らかにされる譯である。そして又大塚家の資料によつて、それは中野村川筋へ切抜いたことが知られる。¹³⁾

一大水貫成就不仕内者、千枚・關東大根戸古壺水鋪者稼申間鋪候。其外者勝手次第二稼仕度候。不入壺ニ而も埋申間鋪候。并危所念入可申候御事。

一白長山稼申節者用水ニ障無之様ニ可仕候御事。

(中略)

一山内間歩何ヶ所ニても、又者普請等諸事先年之通、山師勝手次第稼仕候様ニ被仰付可被下候御事。

これで疏水坑道開鑿工事の傍ら相當手廣く採掘せんとしたことが知られる。

一末廣間歩を六枚東迄やらい仕候儀者、喜多方領分ニ下財・ゑふ引・水取・日用・かな

め女等御山稼仕候もの數多御座候。取分寒風之節者難儀仕候間、やらい之儀御免可被下候御事。

これで見ると吉岡の稼人中喜多方即ち北方在住者が相當多かつたやうであるが、この北方といふのは、吉岡の北隣で、松山領に屬し、吉岡と一連の鑛脈を採掘してゐた北方銅山があつた。¹⁴ また、この矢來は吹屋・北方の領堺、つまり鑛區境を明確にするためであらう。

かくて愈々疏水坑道に着工したのは九月二十五日で、同年十二月晦日迄に傍ら産出し得た銅は六千九百八拾五貫目即ち四萬三千六百五十六斤餘であつたといふ。¹⁵ 尤も生鏈即ち原鑛より銅を製産し得る迄には、日數三十五日乃至五十日を要したといふことであるから、右の高は九月二十五日以後三箇月餘りの間に採掘した原鑛全量を精鍊して得た額でないことを注意して置く必要がある。次いで翌貞享二年正月より八月末迄の製産銅は貳萬八千五拾貫百目即ち十七萬五千三百三十三斤餘と報ぜられて居り、平均月産額は前年の一萬四千五百五十二斤より二萬一千九百十四斤餘へと五割餘の増加を示してゐる。そしてこの後同年末迄の産銅は不明であるが、翌貞享三年の正月より七月迄の産銅は十八萬五千六百九十斤餘でその月産額は約二萬六千五百斤となり更に好調を呈した譯である。¹⁶

又疏水坑道の方は昨年九月以來本年末迄で四十一間を掘鑿したことが知られるだけで、爾後年々の進捗状況は之を明らかにしないが、五年目の元祿元年十月の報告によると、當時迄に大通り百四十間小切風廻六拾間程掘り明けたといふ。従つて貞享三年以來は九十九間で、月割約三間に當り、以前よりは平均進度稍良好であつたとは言へ、豫想外に岩石堅く、爲めに多額の經費を要したのであつた。²⁰

註

① この間の消息は天和四年正月の再稼行願書によつて知られるのであるが、その中でも水拔工事發願の理由として、右

又者五拾間水貫數ヶ所御座候

御山之儀者西國壹番之銅山御重寶所ニ而御座候處ニ水貫壹

此入金凡三千五百兩

ヶ所も無御座候唯今之通ニ御座候得者水たゞ多かせぎ難成

右此水貫成就仕候得者間符之中井之ことくたゞ多申水干水

候間末ニ中絶可仕と奉存候併谷ヶ水貫仕候者末ニ御山相續

仕新銅山同前ニ罷成末ニ大分榮可申候

可仕候御了簡之御上被爲 仰付候者水貫仕度候

と述べてゐることや、又後の元祿元年十月の稼行繼續願書

にこの時の願意について、

大水貫積り

備中國川上郡吹屋村銅山之儀、先年御請仕稼申候處、數

一谷ヶ銅出申間符迄

百年相續之御山故、間符共愈深鋪ニ罷成水甚出御山稼不

此間際百八拾間

罷成、既及斷絶候。然共西國一番之結構成御山捨り可申

此外ニ間符ヶ間符迄或者三拾間

段殘多奉存候

住友の吉岡銅山第一次經營

と述べてゐることは特に注目すべきである。

- ② 友信が非凡の才腕家であつたことは、後にも多少觸れるやうに、子友芳時代の住友の繁榮が彼の後見に負ふところ多いことから察せられる。彼はまた早く若年より狂歌を以つて顯はれ、後望月長好に従つて和歌を能くし、更に米川常白に就いて香道の奥儀をも究めた。孫入江育齋が編輯した友信三十三回忌追悼和歌集の紀海音の序文に、「故住友氏友信は難波の人傑とや」と述べてゐるなども、彼を觀る上に大いに注目すべきことである。

- ③ 既記天和四年正月附再稼行願書及び後記元祿元年十月附稼行繼續願書。

- ④ 慶長年中ヨリ天明八年申迄、備中銅川上郡吹屋村吉岡銅山請負人覺（大塚家文書）。

- ⑤ 備中川上郡吹屋村御山用控。

- ⑥ 既記天和四年正月附再稼行願書。

- ⑦ 天和四年子正月の泉屋彦兵衛願書（備中銅山控・備中川上郡吹屋村御山用控）や大塚家文書によると、正保年間大阪天野屋が銅千貫目につき運上銅五十貫を上納すること請

負つたといふ。零細な銅山でも山師分十、公納分一の歩合制が行はれた事實があつて、これは運上率が低過ぎる感がある。奥州南部領では、寛文頃以來、水澤・白根・狼倉・槇山・尾去澤等多くの銅山が開發されたが、領外移出の際、番所において上納銅を徵收する方法を採つた。二割では業者側の抗議が絶えず、普通一割であつた。――（小葉田）――

- ⑧ 「今度の請負に就いては、」以降の數項補訂。――（小葉田）――
- ⑨ 元祿元年十二月附の「御番所役人之積り」（備中川上郡吹屋村御山用控）の中）にこの番所及び役人と入用米に就いて次の様に記してゐる。

一 床屋入口ニ御番所	壹ヶ所	但	上番 壹人
一 銅荷物通り候道筋ニ改御番所	壹ヶ所	但	下番 壹人
一 他領境拔道御番所	壹ヶ所	但	上番 三三人
但 遠見役人共々			下番 三三人

右番人メ拾貳人

内 三人 上番 但壹人ニ付拾石ニ三人扶持
 九人 下番 但壹人ニ付七石ツ、是ハ扶持なし
 此給米扶持方合百九石貳斗

右御役人衆御給米并御番所入目、服部六左衛門様御代官之節銅山御運上御請仕候例ヲ以、今度御山願書ニも書付差上申候通、無相違私方必差上可申候。尤右之外ニ御番所被仰付候共、是又御入用私方必出可申候。

尙大塚家の寛政三年十月附の吉岡銅山名義及び三ツ道具建置の由來に關する口上書にもこのことが見えてゐるが、人數に多少の相異があり、番所役人又創始の由來にも誤解があるやうである。

⑩ 大塚家文書の天明八年四月附吉岡銅山請負人覺には大阪和泉屋吉左衛門の下に支配手代安田彦兵衛とあつてその關係がよくわかる。

⑪ 「備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」。因に「別子開坑二百五十年史話」には、この水抜開鑿につき、「幕府の補助を得」と言つてゐるが、これは「垂裕明鑑」に誤られたので、同書はその總説の鑛業略記のところに第二次經營の際幕府より補助金を得たことを第一次經營と混同し

て記述してゐる。第一次は飽くまで住友の自力經營である。

⑫ 「備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」。

⑬ 大塚家文書文化元年十一月附吉岡銅山相續次第書上。

⑭ 吹屋の西南方にも北方(川上郡備中町)といふところがあるが、銅山古圖によるとこれとは別である。

⑮ 「備中川上郡吹屋村御山用控」の貞享元年十二月附覺書(吹屋村銅山御運上目録)。

⑯ 同右及び「備中銅山控」の貞享二年九月廿八日附覺書。

⑰ 「備中川上郡吹屋村御山用控」の貞享二年八月附吹屋村銅山御運上目録。

⑱ 貞享三年銀出入帳。

⑲ 「備中川上郡吹屋村御山用控」の貞享三年正月十五日附備中川上郡吹屋村銅御山大水貫人數覺。

⑳ ㉑ 同右の元祿元年十月附稼行繼續願書。

五 選鑛精鍊と従業人

こゝで少しく方面を轉じ、當時の選鑛精鍊及び従業人の状態を窺つて見よう。先づ貞享二年（西曆一六八五年）九月廿八日附のこれに關する覺書がある。^①これは新任の代官後藤覺右衛門が始めて吹屋に來たとき提出したものであるが、次にその要點を摘記しよう。

一間符を掘出申候生鏈百三拾貫目

但拾貫目ニ付直段壹匁を貳匁迄山師買取申候。

（中略）

此正味あり鏈百貫目

是を釜ニ而燒申候。生鏈を銅ニ仕候迄ニ日數三十五日を五十日迄掛り申候。

殘而三拾貫目くたきゆり物ニ仕候故石土ニ捨り申候。

鏈はこれをクサリと讀み、鉛と同じく原鑛の事である。この掘り出したまゝの原鑛を碎き汰つて不要の土石を去り、選鑛を得る譯であるが、その除却の分が百三十貫に對して三拾貫即ち二十三年パーセント餘りといふのであるから、後の元祿九年（西曆一六六六年）の「備中銅御山仕様之覺」^②に見える

比率十六パーセント餘に比すると、當時の原鑛の歩附は餘り良好でなかつたやうにも一應は考へられるが、更に次の記述を見ると、必ずしも左様には速斷出來ないのである。

一 ゑり鏈百貫目釜ニ而焼申候得者、七拾貫目ニ成申候。殘而三拾貫目程輕ク成申候。
一 ゑり鏈百貫目焼申候を荒吹ニ仕候得者

一 床尻銅三貫目

一 かわ拾三貫目

此眞吹銅八貫六拾目 但

かわ拾貫目ニ付
銅六貫貳百目宛

ノ銅拾壹貫六拾目

但

生鏈拾貫目ニ付
八百五拾目宛

ゑり鏈拾貫目ニ付
壹貫百六匁宛

殘而八拾八貫九百四拾目からみニ成捨り申候。

こゝに見える荒吹は「鼓銅圖録」に記す鉞吹のことで、その他床尻銅・かわ・眞吹・からみのことも同書に説明されてゐる。

また右の記述によると、生鏈即ち原鑛十貫目から銅約八百五十目、ゑり鏈即ち選鑛十貫目からは銅約一貫百六匁を得たことが知られる。

元祿九年九月、大阪で代官所の役人へ提出した「備中銅御山仕様之覺」は床壹枚吹に就いてかなり詳細な説明で、これは當時の標準的な採鑛より精鍊に至る情況に近いものかと思はれる。

生鏈五十荷即ち六百貫目を碎女が粉碎し選鑛して、残り正味鏈は四十荷、五百貫目となる。正味鏈を碎女場より鏈持が燒竈へ運び、燒鑛する。燒鑛は燒大工が之に當り竈手子が手傳ひ、燒木三百貫目、炭五貫目程を用ひ、日數凡そ二十一、二日程かゝるといふ。燒鑛は燒出しとよぶ人夫の手で床に運ばれる。燒鑛四十荷は床一間で壹吹に八荷づゝ五回に分けて一晝夜で吹かれる。これが五つ吹である。吹くものは鉋大工一人で、吹子二挺に吹子差（鉋手子ともいふ）二人を要し、吹床を作るに用ひる炭灰すばひを作る炭灰一人が付く。これが荒吹であるが、木炭凡そ百六十貫目を費し、剝ぎとつた鉋かほは七十貫目程で、その跡に床尻銅が合計八貫目程出来る。鉋七十貫目は眞吹床一間で一夜一吹にし、吹銅三十五貫目程を得る。眞吹大工一人、手子二人、炭灰一人が之に當り、木炭凡そ六十貫目程を使用した。従つて生鏈六百貫目、正味鏈五百貫目より正味銅は床尻銅と眞吹銅を合計した四十三貫目を得るわけであるが、この銅は次の日に役人が検査し、銅山師方へ引取り、十六貫目宛を一箇とし、成羽へ出し成羽より川船を以つて倉敷へ出し、大阪へ海上登ぼすことになる。^③

さてこれによると、原鑛選鑛各十貫目に付いては七百十六匁餘と八百六十匁とになつて、貞享二年の覺書の場合に比し餘程歩附が悪く、前の原鑛と後の選鑛とが略匹敵する状態である。さすればこゝに自ら前の選鑛が問題になる譯で、前の原鑛は銅鑛以外の土石等の含有が相當多かつたか、或はその選鑛標準が高度であつたことを示すことになり、いづれにしても前の鑛石が優良であつたことは否めない。これは正味銅なる床尻銅に就いて觀る時、前者が選鑛百貫目に付き三貫目を産してゐるに對し、後者は五百貫目に付き僅かに八貫目であり、又鉞に就いては、前者が十三貫目から眞吹銅八貫六十匁即ち鉞十貫目に付き銅六貫二百目を得てゐるに對し、後者が鉞七拾貫目から眞吹銅三十五貫目、即ち十貫目に付き五貫目しか得てゐないことから證し得られるのである。

諸國銅山記の「山のいかさら」に、元祿八、九年頃の事實を記したと思はれる吉岡銅山諸間符の出鏈に就いての歩附大法の記載がある。これは床壹枚吹つまり生鏈五十荷凡そ三千七百五十斤よりの正味銅斤高を記したものと推定される。^④今その大概を示すと、

船鋪平しなら (平均の意)

三百七十斤

本拾枚

元祿八年二月

二百七、八十斤より二百四十斤まで

中拾枚

元祿八年七月より
同九年五月九日まで
三百十斤より三百三十斤まで

但上鉛のみ選べば四百五、六十斤あり

船鋪中通り

元祿九年三月十三日より
同年九月晦日まで
二百六、七十斤より二百四十斤まで

藤の本

二百三、四十斤

釜山

元祿九年八月三日より
同年十月晦日まで
二百八、九十斤より根戸にて二百五、六十斤

船鋪

元祿九年十一月より
同十年二月廿五日まで
二百五、六十斤

龜井山

元祿八年極月より
同九年三月まで
上鉛は三百斤程

千荷

二百二十斤

關東立の八挺

元祿九年二月廿四日より
同年七月十日まで
三百三、四十斤

但シ立の五挽坪 取合せ
三百五十斤

元祿十年五月床屋拾物

百八十斤

同 床大工拾物

二百二十斤

新古からみ拾物

百五十八斤七分

鉛ずり買拾物

二百十一斤

次に山内の従業人總數は六百三十五人で、その内譯は次の通りである。^⑤

一 山師家内人數三拾五人

内

一 拾六人 間符四ヶ所鍾番人

一 五人 床屋役人

一 貳人 鍾くだき場役人

一 三人 炭燒木支配人

一 九人 賣物方手代中間共

一 山内下財人數六百人

一 百五拾七人 掘子

一 六拾貳人 得符引

一 四拾六人 水樋引

一 三拾人 床屋大工手子

一 貳百八人 くたきゆり物女

住友の吉岡銅山第一次經營

一四拾七人

日用

一五拾人

老人并子共

これで見ると、山師家内といふのは營業主常備の職員で、監督の地位にある者の謂であるが、これを山師家内といふ如き親愛性の響き濃い稱呼で呼んだ點は、當時の雇傭關係を窺ふべきものとして甚だ興味深い。これに對し下財とは臨時雇の稼人であることが知られるが、下財はかく山内稼人の總稱であるの外、單に掘子のみを意味する場合のあることは、既述の如く前年九月の願書に、下財・ゑふ引・水取・日用・かなめ女等と並記されてゐることから明らかである。要は掘子こそ下財の根幹だからで、事物の名稱の轉化によく見る例である。

尙此等稼人の作業に就いては、又前記「備中銅御山仕様之覺」に具體的な説明があるから、參考の爲め摘記しよう。

一 鏈鋪ニ而掘申者を横番共又掘子とも申候。右買鏈ニ仕候故横番自身明りへ追上ケ申候。

一 鏈鋪ニ而掘候場所仕道普請遣申を得歩引と申候。

一 鋪之水を樋と申物ニ而取捨申候。此者を水引と申候。

一 鏈くだき申者を碎女と申て下財之妻子ニ致させ申候。

一 鏈燒申者を燒大工と申候。外ニ竈手子と申候。

一 右鏈燒吹申者を鉋大工と申壹人ニ而吹申候。

一 吹子指申者を鉋手子と申而吹子貳挺貳人ニして指申候。

これで大體のことがよくわかる。右の吹子とはかいて手子とは手傳、助手の意味で、燒大工・鉋大工及び其の手子が前の床屋大工手子に相當するものであらう。そして外に

一 鏈碎女場の燒竈へはこび申人足を鏈持と申候。

一 燒竈の床屋へ出シ申人足燒出シと申候。

一 吹床ニ拵候炭を白ニ而はたき申者を寸灰(炭)と申候。

などゝあるのは、右の日用・老人・子供に包含されるものではないかと思はれる。

以上の外山内工事の實況を窺ふべきものとしては、貞享三年正月十五日附の備中川上郡吹屋村銅御山大水貫人數覺があつて、疏水坑道掘鑿擔當總人員と其の内譯とを示してゐる。即ち左の通りである。

一 壹ヶ所 大水貫切地

内

掘子五人

得ふ引四人

一壹ヶ所

同風廻切地

掘子四人

得ふ引四人

一六人

水引

一壹人

間歩大工次右衛門

一壹人

間歩役人太郎右衛門

一壹人

小屋番孫右衛門

一壹人

中間九郎左衛門

これで見ると、坑道の掘進には掘子五人又は四人を以つてしてゐるが、普通一般には四人を以つて一組となし、之を鎚一挺前と呼んだのである。^⑥

尙此等の稼人中北方に居住するものが相當多かつたことは既に之を見たが、もとよりその大部分は矢張り吹屋村に住んでゐたであらう。しかも彼等に諸國よりの渡り者が多かつたことは今更

言ふまでもなく、後に吉岡より伊豫の立川に移り、別子銅山發見の端緒をつくつた切上り長兵衛やその友源四郎・久右衛門等の如きも、共に阿波人であつた。^⑦又當時の銅山宗旨改帳の書式例を見ても、各人の右肩に本國何國何村と出身地を注記するやうになつてゐる。そしてこの銅山宗旨改帳によると、彼等は宗旨改に對しては吹屋村の西本願寺宗正善寺或は本教寺と丸山村の禪宗延命寺とに屬してゐたのであり、^⑧その總人數は同じく貞享二年十一月の調査では四百二十四人、翌三年三月の調査では四百五十二人とある。さうすると、前の同年九月附覺書の人數と一致しないが、それは覺書の人數は稼人全體としてのものであるに對し、宗旨改帳の人數は山内の稼人小屋居住者だけのことであるからである。しかも宗旨改帳には未稼働の幼年者若干をも含む筈で、從つて實際の稼人だけに就いて觀ると、兩者の數の差は更に大きくなるが、その差額の人員は即ち里方居住であつたことを意味するものと考へられる。この吉岡銅山に里方居住の土着稼人の多かつたことは、大分後のことではあるが、土地の舊家大塚氏の寛政三年(西曆一七九一年)五月の稼行請書の中に、「吹屋村之義者、御高七拾石餘之村方ニ而、百姓竈百軒ニ及ヒ、男女多勢住居仕、御田畑ハ惡水掛等多、中々農業計ニ而、渡世難相成、過半銅山稼ニ而、先年ヨリ御百姓相續仕候儀ニ御座候。」と言つてゐる一節があることから察せられるのである。

併しこの宗門改帳に見られる山内居住者の數も、貞享四年には一躍六百四十六人となつて、著しい増加を見るに至つてゐる。そしてこの人員數は、當山の稼行成績を考へ、別子の場合と比較する上に、大切な資料である。^⑨

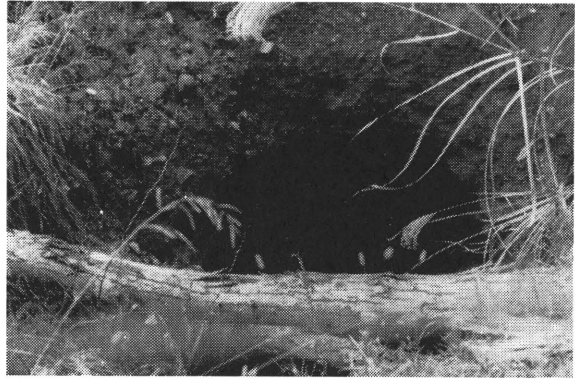
註

- ① ② 「備中川上郡吹屋村御山用控」所收。
- ③ 「元祿九年九月、云々」以降採鑛・精鍊に關する項補訂。―
(小葉田)―
- ④ 關東立ノ八挺とは關東間符の中の掘場の名稱で、八挺は樋八丁を立てたところより呼ばれたものであらう。それ以下の歩附は、こぼれ或は捨てられたずり等に就いてのものである。―(小葉田)―
- ⑤ 「備中川上郡吹屋村御山用控」所收貞享二年九月廿八日附覺。
- ⑥ 「備中銅山公用帳」・「備中銅山控」の正徳四年(午年)五月十九日附口上書。
- ⑦ 「豫州御銅山覺」中の豫州別子御銅山未來記。
- ⑧ 山内稼人の本願寺宗の旦那寺に就いて、貞享三年、元祿六年の宗旨改帳は西本願寺宗正善寺末寺西本願寺宗吹屋村正善寺とあるに對し、元祿七年のそれには正善寺と全然同一の肩書で本教寺とあるよりすれば、兩寺は同一寺院の改名ではないかと思はれる。
- ⑨ 「備中川上郡吹屋村御山用控」の各年度宗旨改書。

六 大疏水坑道の完成と繁榮

大疏水坑道工事が豫想外の難工事で、多額の經費を要したらしいことは既述の如くであるが、併しながら豫測通り百八十間の掘鑿で完了するとせば、残るところ四十間であり、これは従來の進度月割約三間を以つて計ると、一年餘りの工事である。それにこの事業はもともと年季十箇年請負の計畫の下に着手したことであつて見れば、別に見込違ひといふ譯でもない。そこで期限前二箇月の元祿元年十月、住友家は更に來年より向ふ五箇年間の稼行繼續を願ひ出た。その新運上は出銅（銅山師分）千貫目に對する百貫目に付いて銀二十匁増で、即ち五百五十匁を要求されたところを見ると、將來を有望視されたことが知られよう。^①ところで今度の願人は前々年貞享三年（西曆一六八六年）以來彦兵衛に代つて當山に詰めてゐた手代の助七と勘介であり、住友家の當主も友信は既に貞享二年に隱退し、若年の友芳が跡を嗣いでゐた。^②何故にまたこの重大な事業の進行中、漸く三十九歳になつたばかりの壯年で且つ手腕家であつた友信が隱退し、僅か十六歳の友芳が跡を承けねばならなかつたか。このあたりの史料缺けて、詳細な事情は明らかでないが、たまたま傳はる斷片的な零細な資料を綜合して推究するに、それは銅の精鍊及び貿易と共に金銀兩替を營

み、諸大名の用達を勤めてゐた實弟友貞の江戸爲替手違事件に連坐して、幕府の譴責を蒙むるに至つた爲めであるらしい。何分相手に諸大名があるだけに立場は不利である。しかもまた恐らくこの事に關聯して辨濟などの爲めであらう家産傾き、一時は危殆に頻する如き状態ともなつたやうであるから、自然本事業の經營には並々ならぬ苦心を要することゝなつたのである。^④併し本腰を据多遠大の計畫で着手したこの事業であつただけに、住友は最早簡單にこれを手放しはしなかつた。希望を將來に托し、窘窮の中に手段を盡して、稼行繼續を願ひ出たのであつた。かくて願ひ出の翌々十二月友芳を請人として請書を提出してゐることより、早速認可を得たことを知るが、^⑤爾來困難な事情の下に不撓不屈銳意工事を續行すること二年有餘、豫測した百八十間の工程と一年餘りの歲月とを以つてしては、尙目的を達し得なかつたとは言へ、元祿四年(西曆一六九一年)二月初旬に至り、全長二百間一尺餘を掘鑿することによつて、こゝに漸く待望の大疏水坑道を完成し得たのである。^⑥その結果は長年月に亙り井水の如く湛へてゐた鑛水を一氣に放出せしめ得て、今迄の鑛山師がいづれも手を下し得なかつた多くの間符を干水し、これより莫大な量の鑛石を採掘し得ることゝなつた。しかし深い鋪は疏水坑の水準よりもなほ低く掘下つてゐたから、多數の樋によつて揚水した。これと共に又川端にある關係で川水流入し、四十年廢坑となつてゐた六枚間



六 枚 間 符 跡

符も、得意の鍛錬を以つて、同五年正月より五月に亙り、川筋六十間餘に板を張り、水の浸入を防ぐとともに、坑内を浚渫し、これよりも相當額の鑛石を採掘し得たやうである。^⑦しかし翌年には再び浸水した。今これを實際の産銅額に就いて檢するに、

元祿四年 五七、三三九・三貫

(三五八、二七〇斤餘)

同 五年 一一二、〇〇一・一貫

(七〇〇、〇〇〇斤餘)

同 六年 一四六、一一六・八貫

(九一三、二三〇斤)

となつて居り、非常な成績を挙げ得たことを知るのである。^⑥従つて又山内稼人の數の如きも、これに伴つて増加し、宗門改帳登録人數は元祿二年の六百七人、三年の五百五人への減少に對し、四年には再び六百五十人、五年には六百七十八人、六年には更に飛躍して九百六十六人、七年に

は九百七十四人を算するに至つてゐる。^⑨それ故後ち元祿十五年の吉岡銅山産銅増益意見書にも、この時のことを「先年々銅大分出大榮仕候」と言つてゐるのである。

惟ふに、元祿四年といふ年は、住友家にとつては誠に意義深く記念すべき年であつた。それは宿望の吉岡銅山の大疏水坑道が、かく長年月の不斷の努力の末漸く完成し、所期の如く多量の銅鑛を採掘し得るに至つたのみではなく、別に前年には曾て吉岡に働いた稼人切上り長兵衛により、伊豫の別子山に有望な銅鑛の存在が報ぜられ、探查の結果その言ふところが確認されて、早速出願當四年五月に聽許を得、八月入山の運びとなり、こゝに鑛業上の住友の優勢な地位がいよいよ搖ぎなく確立され、住友繁榮の一層大きな礎石が据ゑられるに至つたからである。

註

- ① 「備中川上郡吹屋村御山用控」の元祿元年十月附稼行繼續願書。
 久しく家にとちこもり侍るころ、世のはかなさを觀して、此事とけ侍らは、いかなる山にもいりて後のよをねかひなんと神佛にちかひてしに、ほとなくつみゆるされてければ云云」とあることにより、友信の隠居は何等かの理由で幕邊の忌諱に觸れた爲めと察せられるが、この間の消息を解明する一つの手がかりは、友貞の系統に屬する住友家の一
- ② 同右及び同控所收の「貞享三年九月六日ニ書上ケ之覺」。
- ③ 既記「良山五十回忌追福記」。
- ④ 友信の元祿九年の和歌（住友家藏）の詞書に、「いさゝかなることの侍りて、おほけなくおほやけのつみをかうふり、

分家(理助家)の先祖傳書に友貞に註して、「貞享元年酉正月江戸爲替間達成ニ不納一依レ之出ニ公邊ニ身上分散ス」とある一節で、之を明和五年十二月の良山(友芳)五十回忌追福

記(年々諸用留八番收録)に、友芳の家督相續當時の事を「御父即壽様御代故ありて御家業御衰微被成、既に御家産も立兼、危き御身帯に及候由、其跡式を良山様御若年にて御相續被成候御事故、千辛萬苦紙筆に盡し難く、御公儀様御沙汰に被爲及候御出入(訴訟事件)も數條有之候得共、御家業御再興之御丹誠御勵ミ被遊、東都御勤として年々御出府御懈怠無御座候云云」とあること、照合して考へると、友貞は

この貞享元年の友貞の爲替手違事件に坐して(當然本家として又實兄として友貞の請人となつてゐた苦であるから)幕府の譴責を蒙り、爲めに翌二年隠居の已むなきに至り、又爲替關係者の損害辨償の爲め、家産を傾けたこと、思はれるのである。貞享三年の金錢出納を記した無名帳に十二月から翌年十二月に亙り、淡路町其の他四箇所の家や多數の書畫茶道具類を賣拂つた代金が記入されたものがあり、その賣上代金の總計は銀で約百十五貫金にして約二千兩に上

つてゐるが、これなどは辨償の資に當てる爲め貞享二年の末から翌年の末迄に、家財の一部を整理したことを示すものとして注目すべきではないかと思ふ。

尙貞享三年九月の助七勘介兩人と彦兵衛との山請負人交替願(「備中川上郡吹屋村御山用控」の中に「泉屋彦兵衛御請仕、舊冬迄爰元ニ相詰、諸事差引仕候處、彦兵衛儀大坂ニ不叶用事御座候而罷越候」と言つてゐるところによると、彦兵衛は貞享二年の冬に銅山より歸阪したのであるが、これは即ち本事件の處理に係してゐることが察せられよう。

⑤ 「備中川上郡吹屋村御山用控」の元祿元年十二月附の請書。

⑥ 「備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」の元祿六年

五月附稼行繼續願書。

⑦ 同右。

⑧ 「備中川上郡吹屋村御山用控」の未・申・酉年御運上目録及び丑七月廿五日附(元祿十年)代官所現場役人報告書。

⑨ 同右の各年度宗旨改書。

七 第一次經營の終了

ところで、大疏水坑道完成後十四萬六千貫餘、即ち九十一萬斤を超える大産銅を得た元祿六年（西曆一六九三年）といふ年は、第二回の五年の請負年季が終る年であつた。勢込んだ住友が脇より邪魔の入らぬうちにと、期限に先立つこと七箇月以上も前、この年五月に早くもまた五箇年の稼行繼續を願ひ出たのは實にもと肯かれる。その條件は前回と全く同じく、願人名義も矢張り助七と勘介となつてゐるが、この願書に

右之通跡御山五ヶ年被仰付被下候ハ、捨り居申古間符悉吟味仕、末々御山永ク榮申様ニ仕立、御運上銀大分差上ケ、私も立身仕度候。

と述べてゐるあたり、壯んな意氣込の程が察せられよう。山を行末永く榮えるやうに仕立て、運上を多く納めて國家を利すると共に、これによつて自分も立身したいとは、一寸注目すべき言葉である。これに對し時の代官平岡吉左衛門が右の願書に對する奥書に

方々相觸入札ニも申付候ハ、御運上増シ候而御請仕候者も可有御座様ニ奉存候へ共、身躰薄者山不案内之者抔御請仕、御山仕損シ、末々御山も捨り申様ニ仕成シ申候而ハ、

如何ニ奉存候間、右介七勘介奉願候通被 仰付可然奉存候。

と言つて、勘定奉行へ取次いでゐるのは、甚だ興味がある。^① その住友の資力と手腕とを確認してゐる點は當然として、住友が自力を以つて巨額の資金を投じ、長年月を費して、拮据經營の後漸くにして大疏水坑道を完成し、さしも廢滅に傾した老山を再生させるに至つた大功に就いては、一言半句も觸れるところがなく、たゞ當局の、しかも極めて近視眼的な利害打算の上からのみ論辯し、住友としては、當時なほ經費未回収の状態でもあつたといふに拘らず、これに對して平然と、「方々相觸入札ニも申付候ハ、御運上増シ候而御請仕候者も可有御座様ニ奉存候。」などと、都合によつては、何時別人に請負はせるかも知れぬといふやうな、住友にとつては不本意な言辭を吐いてゐる。これは代官からの再三の運上銀値上げ要求に對し、住友の方では、今までの毎度の値上げで、現在でも既に高額に過ぎてゐるとの見地から、排水の失費多大なのを理由に、却つて値下げをさへ願ひ出で、先方の説得でやうやく今まで通りの額を承認するといふ態度に出た爲めにもよるであらうが、住友が期限より七箇月餘りも前から繼續願書を提出したといふのは、かういふ當局の一方的な御都合主義の請負替の危険性があつたからでもある。そこに當時の鑛業管理上に於ける領主本位の政策が觀られる。また、これにはこの頃になつて幕府の財政が甚

しく窮乏を告げたやうな事情なども、關係があつたかと思はれる。

兎に角併しこの願書は翌六月には早くも聽許された。^③かくて住友は引續き稼行にいそしみ、この年の末迄には前述のやうに非常な好成績を挙げ得たのであるが、其の後の経過は左程思はしくはなく、産銅最高記録を示したこの六年には、既に再び湧水に悩まされてゐた。^④今これを産銅の實際に就いて檢すると

七年 一〇〇、一九四・四貫（六二六、二一五斤）

八年 六七、三八三・六貫（四二一、一四七・五斤）

九年 四二、八五四・九貫（二六七、八四四斤）

と年々著しく下降し、十年も上半期分のみ就いて見れば、二萬一千九百七十四貫三百目即ち十三萬七千三百四十斤餘であるから、前年と略同額であることが知られる。^⑤この産銅の急激な減退に就いては、代官所現場役人の代官所宛十年七月二十五日附報告書に左の如き一節が見えてゐる。

爰許銅山所々間符深敷ニ罷成、去ル亥年以來段々不宜、就中當春々次第荷數減申候ニ付、下財等も過半隙出申候間、山師呼寄吟味之上、間符中詮儀仕候處ニ、關東釜山間符兩所

か漸々一日ニ鏈七拾荷餘出申候。此通ニ而者彌不榮御座候。

これで觀ると、坑道が深くなつた關係で八年以來次第に振はず、當十年七月現在では關東・釜山の兩坑道から一日漸く七十荷餘りの原鑛が採掘される程度だといふのであるが、今これを前に引いた元祿九年の「備中銅御山仕様之覺」を參考すると、壹荷は十二貫目相當とあるから、七十荷では八百四十貫である。そして鏈五十荷より銅四十三貫を得るとすれば、七十荷では約六十貫、一箇月約千八百貫となつて、前記十年の前半期分の一箇月平均三千六百六十二貫餘に比して半減したこととなる。これ即ち稼人の過半數を解雇したのによるものであらうが、このことは住友が當山の將來に對して既に希望を喪失したことを示すものに外ならない。かくて翌十一年極月の年季滿了を待たず、同年秋銅山を返上し、^⑦ 今後は有望な新發見の銅山たる別子に全力を傾注することとなつた。尤も住友としては、新たなこの湧水處理の爲め、更に新疏水坑道を考へ、適當な場所を選定はして見たが、それは三百間の掘鑿を要し、經費莫大に上る關係上、今は斷然之を放棄して、別子に専念するを得策としたのである。^⑧ 別子はまたその開坑以來年々異常な活況を呈し、恰もこの十一年には産銅二百五十三萬五千餘斤といふ最高記録を造り、既に前年に獲得した日本産銅額の世界最優位を更に確實ならしめたことも、亦不思議な對照といふべきである。

註

- ① 「備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」の元祿六年五月附稼行繼續願書及び代官奥書。
而御請仕候様ニと爲申聞候處ニ左候ハ、跡々之通御運上銅百貫目ニ付代銀五百五拾目宛指上ケ御請可仕由申候」。
- ② 右の元祿六年五月の稼行繼續願書に對する代官の末書中に次のやうな文言が見えてゐる。「右之者共奉願候只今迄掘シ候銅千貫目ニ付御運上銅百貫目此代銀五百五拾目宛銀ニ而致上納候此度奉願候者御山ニ水大分御座候而大水拔ニ失却多ク掛り其上只今稼申六枚間歩之儀水底ニ罷成鍍續申間敷様ニ奉存候間御運上銅百貫目此代銀五百三拾目ニ被仰場役人報告書。
- ③ 元祿六年五月附稼行繼續願書奉行奥書。
- ④ 同右願書。
- ⑤ 「備中川上郡吹屋村御山用控」の戊午御運上目録及び丑七月廿五日附(元祿十年)代官所現場役人報告書。
- ⑥ 「備中川上郡吹屋村御山用控」の丑七月廿五日附代官所現場役人報告書。
- ⑦ 大塚家所藏の天明八年四月の吉岡銅山請負人覺及び文化元年十一月の吉岡銅山相續之次第書上。
- ⑧ 「備中銅山 元祿四未年、諸願扣」及び「備中 豫州銅山 御銅山覺」の元祿十五年吉岡産銅増益意見書。

八 第一次經營の成果

以上のやうにして、住友家は天和元年(西曆一六八一年)以來所謂老山深鋪(鋪は坑道)を啣たれた吉岡銅山を連續經營することゝに前後十八年、元祿十五年(西曆一七〇二年)正月住友より勘定奉行荻原重秀に提出



船 鋪 間 符 跡

した吹屋銅山増産の意見書にはその間新
舊の採掘間符は實に五十一箇所を採掘し
たと述べてゐる。今参考の爲め其等の間
符名を挙げると次の通りである。

千枚 關東 庭山 末廣 茶ノ木
十枚 釜山 日吉 舟敷 車山

新十枚

青毛 染山 午起 河内 松金
龜井 納戸 栗山 悅與 長門

扇平 千代平 五十枚 大子 千荷 呂粕 瀬戸 相生 下舟敷 澤山 上六枚 下六枚
八枚 櫻山 柳山 上白石 下白石 苗田 昔好 水山 河原 八朔 金山 八丁 泉山
北山 明場 横鉸 鼠山 桐ノ木

右の内、千枚以下新十枚まで十一箇所に就いては「私掘明銅掘出し申候間符」といひ、「大分土
底に掘下り候、先年〆銅大分出大榮仕候、土底ニハ未銅造ニ御座候得共水凌成かたく掘殘置申

候。」と記し、青毛以下に就いては「右四十ヶ所私御請負之内連々何れも稼銅掘出し申候。」と註してゐる。

千枚以下十一箇所の間符が、住友の第一次經營において主な採鑛の對象となつたものであらう。掘明けるといふのは、採鑛可能となるやうに工事する義であるから、排水によつて所謂水坪(鋪)を回生させることも、崩塞した坑道を修覆することも、寸法切りによつて古間符に新たに坑道を切ること、掘明ける或は取明けるとよんだ。全く新見立による開坑ばかりではない。

「たからの山」に吉岡銅山の多數の間符名を列記してゐて、これは元祿十五年以後の住友の第二次經營と關連して記録したものであるが、間符の開設や稼行はすべて住友の第一次經營乃至その以前に存したことはない。

本拾枚	中拾枚	新拾枚	車	上六枚	上別當	太師
竹谷山	武兵衛山	廻門山 ^②	彦兵衛山	猶鉸山	人頭山	櫻山
内膳山	尾山上下四	岩見山	菟山	比菟山	五葉山	柳瀬山
六右衛門山	良玄山	糠目山	千枚鳴戸山	龜高月山	松鏡山	髭谷山
數利山	梨木山	たんし山	竿山	立鉸	泉間符	船鋪

岸山	關東	千枚	六枚	千代平	下船鋪	澤山
留粕山	桐木山	金山	千荷山	櫻山	白長	龜甲
藤ノ本	青毛	瀬戸	納戸山	栗山	的之鍾	龜井山
的場	釜山					

この内、中拾枚は泉屋彦兵衛代に取明け、大鉋を切出して、最高の時は六、七百荷（一日につき）も採掘したといふ。また白長山は、元祿十五年の意見書には「田地ニ障申由ニ而御百姓衆山稼致させ不申候云云」と述べてゐるが、「たからの山」には元祿三、四年に寸法切りを施したが、地盤が悪く中止したとある。これは古坑道よりの作業は百姓が反對するので、新坑の開鑿を試みたものであらう。その他、瀬戸は元祿元年に、車・澤山・留糟山・桐木山・金山・千荷山・櫻山・龜甲山・藤ノ本・下船鋪・青毛等は元祿七年より同九年にかけて、それぞれ取明けたと記してゐる。その大部分は寸法切りによつて普請したことが見え、即ち舊坑の鑛脈に對し、横相を以つて、新坑道を掘つたのであらう。^①

而して此の間貞享元年（西曆一六八四年）九月以來前後六箇年半の歳月を費し、又途上不慮の事件による財力窮乏と闘ひつゝ、遂に能く二百間餘にも及ぶ大疏水坑道掘鑿の大工事を完遂し、又別に五箇

月を費して六枚間符にも大普請を加へたことは、當銅山史上未曾有のこととして特筆大書さるべき事實である。それだけにこれに要した經費は相當なもので、元祿六年五月の稼行繼續願書にも「年々大水抜き入用金井ニ川普請失却未得取返シ不申候」と申立てゝある程である。それでは爾後に於けるこれが回収は果して如何様であつたらうか。本事業に對する究局的批判の憑據として、最後にこの點を明らかにして置く必要がある。

これに就いて先づ考ふべきは、當初豫定された疏水坑道工事の經費は三千五百兩といふことであるが、實際は左程も要しなかつたらうといふことである。これは元祿十五年の産銅増益意見書を參考することによつて知られるので、同書には新計畫の大疏水坑道に就き、年數八箇年間數三百間に對して、經費三千二、三百兩と計上してゐる。第一次の疏水坑は中野川筋即ち現在の白石長屋附近に坑口を開くもので、凡そ海拔四百六十米餘の線であるが、この新計畫はさらに低位置に坑口を求めざるを得ず、従つてこれを坂本谷側に設定しなければならなかつた。それ故に距離は長くなり、しかも一層の低部を開鑿することになつたのである。^②

こゝにこの新計畫が當然前回の經驗を基礎としたものであり、且又豫算は多少の餘裕を見込むものであることを思ふ時、之と對比して、前回の年數六箇年半間數二百間の工事費が大體三千兩

程度を出でなかつたであらうとの推測は許されてよいであらう。しかも元祿十五年には「近年米諸色高直ニ御座候」とあるやうに、元祿の貨幣改鑄等により物價も騰貴してゐた。尙言へば右の失費回收未済の申立ては、今後の運上引下げ願の理由にされてゐるのであるから、其の間多少の誇張も考へられないではないのである。そこで元祿六年度迄に既回收の分に就いて検討するに、工事完成後四年五年兩年度分の産銅額は、之を合して十六萬九千三百四十貫餘即ち百五萬八千二百七十斤餘となるが、これは大部分工事完成による産出と考へられる。^④ところで、吉岡に於ける當時の銅の運上價格は百貫目銀五百五十匁であつたから、之によつて右の生産銅を評價すると、銀九百三十一貫三百七十匁となり、之を更に金銀の公定標準相場たる金一兩銀六十匁相當によつて金に換算すると、約一萬五千五百二十三兩となる。さすれば、これより所定運上を控除しても、一萬四千十一兩餘となるから、假りに水抜川普請兩工事費の總計を豫算通り三千五百兩と見ても、この約四倍の収益を得たこととなるのである。尙、當時の銅の生産費並に利益について知り得るものとしては、諸國銅山記の「香をとむる袖」に見える次の項である。即ち元祿四未年、同五申年分として、

未正^〆七迄

一百七拾貳貫九拾目七分五厘

出來銅拾四萬貳千九百九拾貳斤半

百斤ニ付百貳拾三匁四分九厘五

內四拾四貫三百八拾八匁 賣利

百斤

殘百斤ニ付

未七^〆極迄

一貳百七貫貳拾四匁七厘

出來銅貳拾貳萬四千八百拾壹斤八步七五

百斤九拾貳匁八厘七毛七

內五拾三貫五百九拾九匁六分五 萬利

百斤

殘百斤 = 付

申正 七 迄

一 貳百六拾三貫貳拾九匁貳分九厘

出來銅貳拾九萬四千八百八斤七步五

百斤 = 付 八拾九匁貳分貳厘

內五拾八貫六百九拾貳匁貳分九厘 萬利

百斤

殘百斤

申七 極 迄

一 三百貫六百五拾貳匁貳分四厘

出來銅四拾貳萬六千斤

百斤七拾匁五分七厘五毛六

住友の吉岡銅山第一次經營

内七拾三貫九百五拾六匁三分壹厘 萬利

百斤

殘百斤ニ付

とある。これによると元祿四、五年度の産銅額合計は百八萬八千六百十三斤餘、生産費合計九百四十二貫七百九十六匁餘、金にして一萬五千七百十三兩餘、利益（賣利・萬利がこれに當る）合計二百三十貫六百三十六匁餘、金にして三千八百四十三兩餘となる。もつとも各年度の出來銅高を前述運上目錄のそれに比較すると、四年度は九千六百餘斤、五年度は二萬餘斤多いが、その大抵は知られよう。かくて元祿四、五年度の産銅を以つて既に相當の回收がなされ、爾後尙回收すべき失費は最早左程多くなかつたらうことが推測され得るであらう。

これに就いて一つ參考になるのは、別子開坑當初の成績で、それは元祿四年が三萬二千十八斤餘（從來三十二萬八十一斤とされてゐたのは誤り）、五年が五十九萬六千二百七十九斤、六年が八十一萬八千九百九十五斤であるから、三年間の合計は百四十四萬六千四百九十二斤となるが、これに對し、吉岡銅山の支配人で切上り長兵衛より別子銅鑛の報知を受け、自ら之を踏査確認した田向十右衛門が老後往時を回想した手記の中に、「段々山榮二三年之内めつきりと御藏入有之依之

友信公御機嫌ニ而十右衛門助七ニ家督被下云云」と述べ、一、三年間の百萬斤乃至百數十萬斤程度の産銅で非常な収益があつたことを示してゐるのは甚だ注目すべき事實であらう。しかも翌六年度の産銅に至つては、更に上昇して十四萬六千六百十六貫餘即ち九十一萬三千二百三十斤を示した。これは實に近世期を通じ吉岡銅山の懸絶した最高記録であつたばかりでなく、^④廣く全国的に視ても當時第一流の好成績で、當時之を凌ぐものは、足尾・阿仁の二山以外にはなかつたと思はれ、これに略近い年産高の實歴を持つものは永松・白根等極く僅少を數ふるに過ぎなかつた。又これを更に後の別子銅山に就いて見る時、年産始めて百萬斤以下に落ちた享保三年(西曆一七一八年)以降、立川銅山併合の後をも通じ、明治に至る百五十年間に、この産額以上に出たのは約三十回程で、甚しきは六十萬斤にも満たぬ年すら數回あつた。而して翌七年以來は年々減少したとは言へ、七年度は尙六十二萬六千斤を超え、それは享保十五年以後立川併合直前に至る十八年間の別子の平均年産額に略匹敵して居り、これと八、九兩年度及び十年度の上半期間の産銅總計は二十三萬二千四百七貫餘(百四十五萬二千五百四十六斤)を算し、之に六年度分を合算すれば、實に三十七萬八千五百二十四貫(二百三十六萬五千七百七十六斤)となるのである。さればこそ後にこれに對して「銅大分出大榮仕候」と言つてゐるのであつて、^⑤これにより最早失費は回收せられ、更に

或程度の利益を擧げ得たことを知るであらう。^⑥元祿十五年幕府の産銅増益要請に應じ、難工事も拘らず、新たにまた八箇年計畫三百間の大疏水坑道を起工せんとしたのもこれが爲めで、若しこの第一次經營の成績が思はしくなかつたならば、かゝることは考へらるべくもないのである。^⑦

尙疏水坑道完成までこの工事と並行して行はれた舊坑道の採鑛は、右の疏水坑道掘鑿經費とは別箇のものであり、そしてそれは續行された限り収益があつた筈のもので、その産額が貞享初年頃の年産二三十萬斤程度を果して何時まで持續し得たかは疑問としても、兎も角これによつて別に或程度の収益を擧げ得たらうことも、またこゝに併せ考へてよからうと思ふ。二三十萬斤と言ふと、今日から見れば少ないやうであるが、江戸時代を通じ、この住友の稼行以前のこととは明らかでないが、以後では他の鑛業家が吉岡を稼行して達し得た最高額が一時的に二十萬斤餘であつたやうであり、又貞享から二十數年後の正徳頃の全國二十銅山の産銅高に就いて見ても、二十萬斤以上といふのは僅かに六銅山に過ぎなかつたのに見ても、當時としてはこの額も決して輕視したものでないことが知られるのである。

註

① 「右の内、千枚以下新十枚まで」以降の稼行間符について

の説明補訂。—(小葉田)—

②「第一次の疏水坑は中野川筋云々」以下補訂。―(小葉田)―

③疏水坑道掘鑿の傍ら行はれた古間符等の採掘により、貞享

二年の頃は既記の如く年産約二、三十萬斤の銅を得たやう

であるが、疏水坑道完成後もこれがそのまま繼續し、それだ

け餘分の産出となつたとは考へられない。當然従來の古間

符採掘は之を中止し、全力を干水した間符、或は新規の間

符に傾注したと考ふべきであらう。現に第二次經營の際、

その豫測に新疏水坑道完成により年産九十萬斤、古間符採

掘により年産二十萬斤としてゐるのは、第一次經營の實績

に據つたものであるが、その第一次經營の最高額が元祿六

年の九十一萬斤餘であつたことは右の推定を裏書すると言

つてよい。尙又第二次經營の實際に於いて、古間符採掘によ

つて得たところが年産最高僅かに四萬七千餘斤、最低は實

に一萬一千五百斤餘に過ぎなかつたことによつても、今度

の産出銅の大部分が疏水坑道完成による所産たることを知

り得るであらう。

④生産費につき同じく「香をとむる袖」に別子分として元祿

十六年より寶永四年に互る詳細な記載がある。それによる

と、鑓代・鋪入目・床屋・萬日用・運上・炭代・燒木代・

銅太(銅駄)・萬荷物・小買物・世帯・山木・其の他の諸費

目を立て、銅百斤の生産費をあげてゐる。

元祿十六年上半年分の大概を例示すると、

一 拾七匁五厘〇壹〇五 銅代

一 六匁五分八厘六毛八九五 敷入目

一 八匁九分壹厘壹毛四六 床屋

一 拾貳匁九分七厘八毛壹 萬日用

一 八匁五分壹厘貳毛壹四 運上

一 拾八匁六分七厘七毛九五 炭代

一 四匁六分八厘〇六八 燒木

一 貳匁壹厘六毛貳五 銅(駄)

一 五匁三厘八毛八九 萬駄(或は萬荷物)

一 壹匁八分三厘三三七 世(帯)

一 壹匁七分八厘貳毛六七 山木

一 壹匁壹分五厘九毛九四 番所

一 三貫百四匁壹分八厘 公(用)

一 貳貫六拾貳匁六分壹

住友の吉岡銅山第一次經營

一六貫百四拾四匁七分壹 銀(太)

一五貫五拾七匁三分四厘 給

一三貫三百四拾六匁壹分 手

ノ

吹鏈分拾六萬九千九百六拾五カ 但九拾壹匁貳厘九毛四六

合銀千五百四拾七貫百八拾貳匁壹分五

銅百六拾壹萬千四百斤

但九六〇壹四八

内貳百六拾三貫四百七匁貳分八 萬利

百斤

殘百斤ニ付

⑤ 吹屋の舊家大塚家所藏文書の文化元年十一月の吉岡銅山相

續次第書上に寛文十年より延寶元年に至る江戸の大坂屋以

下四人の稼行に就いて、特に「右御請負中夥敷盛山仕候」

と註記してゐるが、同じく寛政三年十月の吉岡銅山の名義

及び三ツ道具建置由來書には、「股部六左衛門棟御支配中

出銅夥敷御座候」と言つて、住友が稼行した貞享年間の出銅

と同様の語を以つて表現してゐるところより見ると、それ

は住友の當時の年産二、三十萬斤程度の成績と大差がなかつたことが知られるし、又住友の稼行以後では、大塚家の元

文元年より寛保二年に至る七箇年間の平均年産額は十萬斤

餘(寛政三年五月の祖父利右衛門御請負中出銅高書上控)、

次の京都銀座稼行の四十二年間の最高年産額は約二十萬斤

(享和三年七月の吉岡銅山坑道水抜切通普請手當銀拜借願

に「往古通貳拾萬斤以上之出銅相成候様無相違出精可仕

候」とある往古は銀座稼行時代を指すものと思はれる)、寛

政三年以後大塚家稼行の數十年間の最高年産額は天保六年

の十八萬斤である。

の十八萬斤である。

⑥ 註①の元祿十五年吉岡銅山産銅増益意見書。

⑦ 註②及び續刊「吉岡銅山の第二次經營」参照。

⑧ 「垂裕明鑑」の總説の鑛業略記の條には別子の發見を述べ

て後、「爾後別子吉岡兩銅山ヲ開キ専ラ鑛業ニ従事セリ然

ルニ吉岡銅山ハ鑛質善良ナレトモ鋪内深遠涌水甚ク其排水

自力ニ及ハス依テ幕府ヨリ金壹萬兩ヲ借用シ之ヲ折半シ一

ハ吉岡銅山ノ排水工費ニ充テ一ハ別子銅山ノ創業資本トシ

拮据經營スルニ吉岡銅山ハ數百年ノ老山ニテ常ニ損益相償

ハス故ニ十八ヶ年請負ニテ休業ヲ爲ス」と、幕府の莫大な補助金を得て稼行したに拘らず、大失敗したかのやうに言つてゐるが、これは元祿十五年以來十五年間幕府の産銅増益策に基いて實施された第二次經營を第一次の十八年間の經營と混同したもので、誤謬もまた甚しと言はねばならぬ。そして「別子開坑二百五十年史話」が遠大の計畫を以つて

行はれたこの吉岡銅山の第一次經營に關し、故あつて早く貞享二年隱退するの餘儀なきに至つた友信の時代のみに限つて觀察し、之を失敗と斷じてゐるのはまたこれに誤られたものである。住友家は友信の代に家産一時傾いたやうであるが、その理由は別にあり、吉岡銅山經營の僅かな失費などによるものではない。六の註④参照。

九 結 語

住友の吉岡銅山第一次の經營は大體以上の通りである。それは自らの經驗と資力とを恃み、自發的に本銅山に着目して、その起死回生を企て、困難を豫想された事情の下に、且つ又途上不慮の突發事件のため、一時は甚しい窮境に立ちながらも、不撓不屈よく自力經營を敢行したのであつて、これにより本銅山に始めて大疏水坑道を開き、老山深鋪を歎ぜられた當山を回生せしめて、相當量の銅鑛を採掘し、永續は果し得なかつたが、しかも一般に比しては尙數倍にも及ぶ長期間連續經營をなし、或る程度所期の成果を挙げ得たのである。かくて一時的にもせよ、その産銅に九十一萬三千二百三十斤といふやうな、當銅山開闢以來の懸絶した大記録を作り、當時とし

ては、全國的に觀ても最上級の成績を擧げ得たことは、當山始めての大疏水坑道の開通と稼行期間の長期と共に、獨り吉岡銅山史或は住友鑛業史のみの問題ではなく、大きくは本邦鑛業史の上にも、注目すべき足跡を印したものと云ふことが出来る。

そして又、本銅山經營中、曾てこの地で採鑛に従つた鑛夫切上り長兵衛が、其の後伊豫の立川銅山に移り、たまたま吉岡銅山と同一代官の支配地であつた別子山足谷に、有望な銅鑛を發見し、遠路來つて之を當山支配人に報ずるに至つたことを思ふと、當銅山の經營は、別子銅山の經營、従つて後來の住友繁榮の因をなしたものとして、重大な意義を認めなければならない。かくて本銅山の經營は、經營そのものより言ふも、將又その後來への意義より言ふも、甚だ注目すべきものであることが知られるのである。

扱て寛文年間より全國的に銅山の開發は急速に進んだが、その經營法としては一般に請山法うけやまが採られた。近世初期の金銀山は多く直山で、極めて短期の稼行を單位として多くの山師に運上高を競はしめた。そのため稼行に勢ひ永遠性・企劃性を缺き、暴掘となり勝ちで忽ち廢山になるものが多かつた。銅山に於いてはこの法はあまり行はれず、二、三年を期とする請山法が多く採られるやうになつた。^①

金銀山の場合も多く見られたところであるが、銅山に於ける京・江戸・大阪或は地方都市の町人の投資は一層強力となつた。寛文年間以後銅貿易と銅鑛業との關連は密接なものがあり、當時金銀流出を防止せんとする幕府の政策下に、銅は輸出貿易を支へる最大の重要品となり、その量は激増していつたから、銅山は金銀山に代る主要鑛業となつて來た。銅鑛業は主として大阪を中心とする銅屋・銅吹屋を頂點として發展していつた。そして銅屋・銅吹屋中の有力者であつた住友はじめ大坂屋・熊野屋等は兼ねて銅山師として手山を持つてゐた。就中、住友・大坂屋は全國に亙り多數の銅山を稼行して居り、この他にも大阪には數多くの銅山師があつた。銅山の隆昌期においては有力な山主の下に單一の資本家的經營を行ふことが、生産性・企劃性においても一層優れたものであるとされたのである。^②

しかし住友はこの吉岡銅山の經營にあたり、最初は取敢へず請山從來の例に倣ひ、年季も先づ三年、定額運上の制によつて請負つたが、もとより有望銅山の長期開發を目途として始めたところであり、第二回請負年季に入るや、本銅山回生の本格的疏水坑道掘鑿工事並に從來の制を改めて出銅に對する一定歩合の銅を運上として代銀納することを願ひ出で、遂に許可を得た。この運上法は當吉岡銅山としては劃期的のことであり、經營上にも合理性を加へたものであつた。し

かしてこの法は別子銅山開坑に當り繼承せられ、別子の實質上の永代稼行權確保と共に最も合理的な運上法として明治維新に至るまで續けられた。

以上の如く吉岡銅山は住友にとり具體的にその經營をうかゞひ得る最初のものであり、又、過去數代に亙る鑛業經驗を遺憾なく發揮し、相當の成果を擧げ得たものであつたが、同時にその中に具現せられた事業經營の態度、即ち、經驗に基く自信・周密雄大な企劃・稼行の永遠性・雄渾な氣魄・強靱な意力といふものは次の別子經營に當つても永く受けつがれ、住友の特色と言はれるに至つたのである。

註

①② 小葉田淳著「鑛山の歴史」参照。

附 錄

備中吉岡銅山關係資料

解題

天和四年の再稼行願關係

正月附再稼行願書・八月附稼行請書・九月附願書奥書

住友は延寶八年(西曆一六八〇年)、當時西國一といはれた備中國吉岡銅山の經營に乗り出し、當山はじめての大疏水坑道掘鑿を手がけたが、豫期に反し非常な岩石層に逢著一旦中止、天和三年末(西曆一六八三)返上の已むなきに至つた。しかし乍ら當山の有望なることを見込んだ住友は再び疏水坑を掘鑿すべく、翌四年(貞享元年)正月新たな構想のもとに再稼行を出願した。この際吉岡從來の例を破つて運上の歩合制採用を願ひ出てゐる。八月に至りやうやく請書を提出し得たが、これは吉岡未曾有の計畫に對し當局に於いても相當問題として裁決に難色のあつたためであらう。次いで九月下旬代官服部六左衛門が檢見に來山、漸く入山の運びとなつた。この時住友としては更に稼行の實際について願ひ出るところがあつた。これら願書・請書はこの間の經緯を知る根本資料である。「備中川上郡吹屋村御山用控」所收)

貞享二年九月の覺

これは新任代官後藤覺右衛門がはじめて吹屋に來たときに提出したもので、吉岡に於ける選鑛・精鍊の步附・従業人の構成・大阪に於ける銅賣直段などを記してゐる。後出元祿九年(西曆一六九六年)の「備中銅御山仕様之覺」と共に、當時の選鑛・精鍊・従業人の状態を知り得るものである。(同右所收)

元祿元年の稼行繼續願關係

十月附繼續願書・同月附繼續再願書・十二月附稼行請書

元祿元年(西曆一六八八年)末一應年季切れとなるので、十月、向ふ五箇年の稼行繼續を願ひ出た。水拔工事は多少の障碍はあつたが、ほど順調に進み疏水坑百四十間(豫定の約八割)小切風廻六十間程を掘鑿した。代官所は將來を有望視したのか運上の増額を命じたので、同月出銅(銅山師分)千貫目につき運上銅百貫目代銀五百五十匁と從來より二十匁増で再願し、十二月請書を提出した。(同右所收)

元祿六年の稼行繼續願書

元祿四年(西曆一六九一年)二月、前後六箇年半の歳月を費して吉岡銅山最初の全長二百間餘の大疏水坑道が完成し、産銅は豫期の如く四年度に三十五萬八千餘斤、五年度七十萬斤、六年度には實に九十一萬三千餘斤を擧げた。これは當時全國的に視ても第一流の成績であつた。この六年は又請負年季切れの年に當つてゐたので、勢ひ込んだ住友は脇より邪魔の入らぬうちにと期限に先立つこと七箇月以上も前に稼行繼續を願ひ出たのである。兎に角これは六月には早くも認可を得た。
(同右所收)

備中銅御山仕様之覺

これは元祿九年九月、大阪に於いて代官所役人へ提出したものである。床壹枚吹に就いてかなり詳細な説明を加へたもので、當時の標準的な採鑛より精鍊に至る情況に近いものかと思はれる。
(同右所收)

備中銅山賃銀計量等大概

元祿八、九、十年頃の覺で、採鑛・精鍊に亙る各工程の賃銀形態、鑛石・燒木他諸材料諸器具の計量、諸間符の歩附大法等多岐に亙つて居り、具體的稼行を知る上の貴重な資料である。(諸國銅山記の中「山のいかさら」所收)

右諸資料の印刷に當つては、底本の原形を存するに勉め、當字・誤字等は成るべく舊に據つた。又場合により側傍に()を附して適宜註記を加へた。

天和四年の再稼行願關係

乍恐御訴訟申上候

一備中國川上郡吹屋村銅御山去ル延寶八申年私奉願候而被爲 仰付被下壹ケ年ニ御運上銀千七百拾枚宛之御定翌酉年正月ノ御山入仕去亥年迄三ケ年無恙相勤難有奉存候御事

一御山掘申問符者岑ノ山底ニ先年より只今ニ至り段々掘込申候ニ付井之ことくニ罷成水わき出かせきニ障申候此水取捨申造用銀大分入申候故先山師共も過分損仕候乍憚私義者御山末々仕續申度奉存候ニ付吹屋村御百姓にも相談仕谷ノ水貫可仕と去三月ノ仕掛申候得共以之外がんせきニ而金銀大分入申候其上御山末々得仕續不申候故水貫も七月以後者止置申候只今迄之通ニ御座候而者造用銀段々入増又者高御運上銀差上ケ申候而者損可仕様奉存候ニ付去亥極月限ニ御山差上ケ申候御事

一右御山之儀者西國壹番之銅山御重寶所ニ而御座候處ニ水貫壹ケ所も無御座候唯今之通ニ御座候得者水た々多かせき難成候間末々中絶可仕と奉存候併谷ノ水貫仕候者末々御山相續可仕候御了簡之御上被爲 仰付候者水貫仕度候

大水貫積り

一 谷の銅出申間符迄

此間際百八拾間

此外ニ間符の間符迄或者三拾間

又者五拾間水貫數ケ所御座候

此入用金凡三千五百兩

右此水貫成就仕候得者間符之中井之ことくたゝゑ申水干水仕新銅山同前ニ罷成末々大分榮可申候然共此水貫成就仕候迄者是に掛り居申候併私唯今迄數ケ所普請仕掛置申候間符之内造用銀少分ニ入申所者隨分掘出シ可申候然者水貫仕候内ニも御運上者掘出シ候銅ニ應シ無恙差上ケ可申候右此水貫ニ金子大分入申事ニ御座候間銅御運上ニ被爲仰付可被下候銅千貫目ニ付御運上銅百貫目代銀五百三拾目宛銀ニ而差上ケ可申候右御定ニ而當子年々來ル辰之年極月迄五年切被爲仰付被下候様ニ奉願候御事

一 御山番所御役人諸事入用者山師方々差上ケ可申候御事

一 御山去ル寛永廿未年四年者銅御運上ニ而銅千貫目ニ付御運上銅五拾貫目宛差上ケ申候唯今直段

ニ而者 此代銀貳百六拾五匁也其後慶安元子ノ年より銀運上ニ罷成壹ケ年ニ銀三百枚或者貳百五拾枚又者三百三拾枚宛差上ケ申候其後中絶仕候處ニ寛文十戌年御江戸町人奉願候所ニ脇合せり人罷出壹ケ年ニ銀千三百八拾三枚餘宛ニ而三年限ニ御請負仕候其後段々御運上増ニ奉願延寶七未年迄御請負申者共所々方々之者迄大分損掛申候如此先年御請負仕候者共者凡三ケ年限其内半途ニ仕廻申者も御座候第一山かせき一圓不存白人或者手前不如意成族も御座候而仕届ケ不申候乍憚私義者諸國ニ而山かせき能たんれん仕り大分仕入銀仕置手廣クかせき仕候故御山無恙唯今迄相勤申候御事

右之通大水貫被 仰付候得者御山相續仕候間乍憚被爲聞召分被仰付被下候者難有可奉存候以上

天和四年子正月

彦兵衛

御奉行様

六 左衛門様に上ヶ候手形覺

指上ヶ申一札之事

一備中國川上郡吹屋村銅御山此度水貫五ヶ年限ニ泉屋彦兵衛奉願訴狀之通被仰付難有奉存候水貫仕候内御運上之儀者掘出候銅千貫目ニ付御運上銅百貫目此代銀五百三拾目宛之積りを以月切ニ銀ニ而差上ヶ可申候勿論銅之鍊上ニて銀多有之候者しほり申時分御改を請増銀差上ヶ可申候右御山かせき候内爲質銀と拾貫目差上ヶ置申候請人吉左衛門儀別紙ニ書上ヶ候通京大坂ニ家屋鋪所持仕造成者ニ而御座候若御運上遲ニ仕候歟又者水貫無情ニ仕掘不申候か不依何事ニ御公儀御損失參候様成不届仕候者質銀並御山ニ而掘出置候銅等者不及申上諸色被召上其上いヶ様にも可被仰付候御事

一右御山稼申内金銀之鉸御座候者御注進可仕候其上ニ而御運上之儀御了簡次第ニ差上ヶ可申候若御山之様子御後闇儀御役人衆御見出被成候ハ、私共越度ニ御座候間被仰付次第違亂申上間鋪候御事

一右御運上銅代銀之外御番所御入用米百九石貳斗之分私方ハ差上ヶ申御定ニ御座候間其年之三步壹御直段を以銀ニ而上納可仕候尤御番所小屋之儀御差圖を請私方ハ建渡可申候御番小屋破損修

覆之義も以後迄此方の仕御公儀御物入ニ仕間鋪候御事

右之通少も違亂仕間鋪候若相違之義於御座候ニ者本人者不及申請人共いケ様之曲事にも可被仰付候其節異義申上間鋪候爲後日一札如件

大阪あわち町壹丁目

請人 泉屋吉左衛門

貞享元年子八月

請人 同 吉右衛門

服部六左衛門様

請負人 同 彦兵衛

△子九月廿三日六左衛門様檢見ニ御出則山入被仰付候時此方願書諸事此趣被仰付候乍去奥書計御望ニて左之通ニ仕上ケ申候

△願書

一大水貫之儀茶木間歩の可仕候此壹ヶ所一日も無懈怠爲切可申候火燈り不申節者風廻シ可仕候其

外五拾間三拾間之水貫之儀者此方勝手次第段々切可申候御事

一大水貫成就不仕内者千枚關東大根戸古壺水鋪者稼申間鋪候其外者勝手次第ニ稼仕度候不入壺ニ
而も埋申間鋪候并危所念入可申候御事

一白長山稼申節者用水ニ障無之様ニ可仕候御事

一御山年季之儀五年目極月諸色仕舞可申候併當年者かせき申間も無御座候間御了簡奉願候御事

一末廣間歩々上六枚東迄やらい仕候儀者喜多方領分ニ下財多ふ引水取日用かなめ女等御山稼仕候
もの數多御座候取分寒風之節者難儀仕候間やらい之儀御免可被下候御事

一下財小屋之儀先年之通被仰付可被下候御事

一御山御奉行下御番衆御道迎加籠馬之御定被仰付可被下候御事

上奉行 加籠

下番衆 馬

右之通ニ被仰付候

一山内間歩何ヶ所ニても又者普請等諸事先年之通山師勝手次第稼仕候様ニ被仰付可被下候御事
右之通被仰付被下候者難有可奉存候大水貫之儀若油斷仕候者御吟味可被仰付候且又御山之様子ニ

より以來無御心元被思召儀於御座候に者不依何事に至其時御改可被遊候若違背仕候者御山可被召
上候其時一言之御斷申上間鋪候以上

貞享元子九月

泉屋
彦兵衛判

服部六左衛門様

貞享二年九月の覺

一 後藤角右衛門様丑九月廿三日吉井村御着同廿六日吹屋村御泊り

覺

一 間符の掘出申候生鏈百三拾貫目

但拾貫目ニ付直段壹匁の貳匁迄山師買取申候

右之鏈

一 くたき

一 ゆり物

一 やき釜

一 床屋荒吹

一 床屋眞吹

此正味ゑり鏈百貫目

附録 貞享二年九月の覺

是を釜ニ而焼申候生鏈ノ銅ニ仕候迄ニ日數三十五日ノ五十日迄掛り申候

殘而三拾貫目くたきゆり物ニ仕候故石土ニ捨り申候

一 ゑり鏈百貫目釜ニ而焼申候得者七拾貫目ニ成申候殘而三拾貫目程輕ク成申候

一 ゑり鏈百貫目焼申候を荒吹ニ仕候得者

一 床尻銅三貫目

一 かわ拾三貫目

此眞吹銅八貫六拾目 但

かわ拾貫目ニ付
銅六貫貳百目宛

ノ銅拾壹貫六拾目 但

生鏈拾貫目ニ付
八百五拾目宛

殘而八拾八貫九百四拾目

ゑり鏈拾貫目ニ付
壹貫百六匁宛
からみニ成捨り申候

一 かわ百貫目眞吹ニ仕候得者正味銅六拾貳貫目ニ成申候殘而三拾八貫目からみニ成捨り申候

一 山師家内人數三拾五人

内

一 拾六人 間符四ヶ所鏈番人

一五人 床屋役人

一貳人 鏈くだき場役人

一三人 炭焼木支配人

一九人 賣物方手代中間共

一山内下財人數六百人

一百五拾七人 掘子

一六拾貳人 得符引

一四拾六人 水樋引

一三拾人 床屋大工手子

一貳百八人 くたきゆり物女

一四拾七人 日用

一五拾人 老人并子共

一大坂ニ而銅賣直段拾貫目ニ付五拾目

右之通ニ御座候以上

附録 貞享二年九月の覺

貞享貳年丑九月廿八日

加賀美彦兵衛様
佐藤守右衛門様

泉屋
彦兵衛

元祿元年の稼行繼續願關係

乍恐書付ヲ以御訴訟申上候

一備中國川上郡吹屋村銅山之儀先年御請仕稼申候處數百年相續之御山故間符共愈深鋪ニ罷成水甚出御山稼不罷成既及斷絶候然共西國一番之結構成御山捨り可申段殘多奉存候ニ付十ヶ年切ニ御請仕大水拔仕度之旨服部六左衛門様御代官所之節奉願候得者先五ヶ年切ニ仕候様ニと被仰付天和四子年ハ當辰極月迄之御定ニ而大水拔切掛り只今迄ニ大通り百四拾間小切風廻六拾間程掘明申候存之外岩石堅ク御座候而大分之失却掛り勝手迷惑仕候乍去切届不申段殘念ニ奉存候ニ付御訴訟申上候來已正月ハ酉極月迄五ヶ年之内被爲 仰付被下候ハ、難有可奉存候左候ハ、右之末大通り并小切風廻ともに百五拾間計も切拔申積り御座候

一右之内出申銅御運上之儀者只今迄之通出山本御改ヲ請出來銅千貫目ニ付銅百貫目此代銀五百五拾目宛差上可申候

一右御運上改御役人衆御給米百九石貳斗之代銀只今迄之通備中御物成米三分一御直段ヲ以私方ハ差上可申候尤番所小屋等是又前々之通私方ハ建渡修覆等も可仕候

右之通被仰付被下候ハ、諸事御定并請人證文等只今迄之通無相違御請可仕候水切拔候ハ、大盛仕末永御山榮可申様ニ奉存候少も早ク切拔候得者御運上も多上り私共も相應ニ徳分御座候間願之通被爲 仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

大坂淡路町壹丁目

泉や 勘 介

元祿 元 戊辰 十月

同 所

同 介 七

後藤覺右衛門様

乍 恐 口 上 書 ヲ 以 申 上 候

備中國川上郡吹屋村銅山之儀來已正月ハ酉極月迄五ヶ年切ニ御請仕度旨奉願候處ニ唯今迄之御運上ニ而ハ被仰付間鋪候間御運上増申候様ニと被仰渡候最前ハ申上候通大分之失却ニ而水拔仕儀御座候得者只今迄之御運上も引下ケ御斷申上度奉存候上増之儀迷惑奉存候乍去數年大分之金子入掘掛り候儀ニ御座候故難捨置奉存候間只今迄御運上銅百貫目ニ付銀五百三拾目ツ、買上申候得とも

來巳ノ正月ハハ銀貳拾目ツ、増銅百貫目ニ而銀五百五拾目ツ、ニ買上可申候間被 仰付可被下候
此外者縱不被仰付候とも増之儀罷成間鋪候御山少之内ニ而も中絶仕候得者下財等散行又集候ニ殊
之外手間取申候且又間符ニ水湛候ニ付水取捨申失却大分相掛り申候故年季之内ハ跡御山奉願儀ニ
御座候少も早ク被 仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

大坂淡路町壹丁目

泉屋 助 七

元祿 元 戊辰 十月

同所

同 勘 介

後藤覺右衛門様

右之通私御代官所備中國川上郡吹屋村銅山御運上之儀去ル子ノ年服部六左衛門御代官所之節當辰
年迄五ヶ年切ニ被仰付候處ニ當暮年季明申候ニ付來巳正月ハ酉ノ極月迄五ヶ年切ニ御請仕度旨大
坂泉や勘介同介七と申者願書差出申候只今迄ハ掘出候銅千貫目ニ付御運上銅百貫目此代銀五百三
拾目ツ、銀ニ而上納致候へとも御運上増候而御請仕候様ニと致吟味候故銅百貫目ニ付銀貳拾目宛
増シ五百五拾目ツ、ノ直段ヲ以御請可仕候并御運上改役人給米之儀も前々ハ通り備中御物成米三

分一御直段ヲ以銀ニ而差上ケ可申候其外番人小屋等迄山師入用ニ而可仕由如此願書差出申候外ニ望之由申來候者も無御座候間被仰付可然奉存候於然者請人證文等前々ノ通取候ハ、御運上銀御米代共々急度取立可申候尤所々障ニ罷成候義も無御座候如何可被仰付候哉奉窺候

後藤覺右衛門

御勘定所

指上ケ申一札之事

一備中國川上郡吹屋村銅御山水拔之儀今度泉屋助七勘介奉願訴狀之通五ヶ年限被仰付難有奉存候御運上之儀ハ掘出し候銅千貫目ニ付御運上銅百貫目此代銀五百五拾目宛之積ヲ以月切ニ銀ニ而差上ケ可申候勿論銅之鍊上々ニ而銀多ク有之候ハ、しほり申時分御改ヲ請増銀差上ケ可申候右御山稼之内爲質銀拾貫目指上ケ置申候若御運上遅々仕候歟又者水拔無情ニ仕掘不申候歟不寄何事ニ御公儀御損失參候様成不届仕候ハ、質銀并御山ニ而掘出し置候銅等ハ不及申上ルニ諸色被召上其上如何様ニも可被仰付候御事

一右御山稼申内金銀之鉉御座候ハ、御注進可仕候其上ニ而御運上之儀御了簡次第ニ指上ケ可申候
若御山之様子御後闇義御役人衆御見出し被成候ハ、私共越度ニ而御座候間被仰付次第違亂申上
間鋪候御事

一右御運上銅代銀之外御番所御入用米百九石貳斗之分私方ハ差上申御定ニ御座候間其年之三分一
御直段ヲ以銀ニ而上納可仕候尤御番所小屋之儀御差圖を請私方ハ建渡可申候御番小屋破損(マ)
覆(マ)之義も以後迄此方ハ仕御公儀御物入ニ仕間鋪候御事

右之通少も違亂仕間鋪候若相違候儀於御座候者本人者不及申請人共々如何様之曲事ニも可被仰付
候其節異儀申上間鋪候爲後日之一札如件

大坂淡路町壹丁目

請人 泉屋吉左衛門

同所

請負人 泉や 助 七

同所

同 勘 介

後藤覺右衛門様

附録 元祿元年の稼行繼續願關係

元祿六年の稼行繼續願書

乍恐書付を以御訴訟申上候

一備中國川上郡吹屋村御銅山私御請負仕稼申儀當極月限ニ而御座候依之跡御請負來ル戌年ノ寅極月迄五ヶ年奉願候御運上之儀者山出シ銅千貫目ニ付御運上銅百貫目此代銀五百三拾匁宛銀子ニ而差上申度旨奉願候尤巳年ノ當酉年迄者御運上銅百貫目ニ付代銀五百五拾目宛ニ而御請負仕候得共御山ニ水大分御座候而大水拔キニ失却多ク掛り其上只今稼申六枚間符之義水底ニ罷成候ニ付當年中者鐘續キ申間敷様ニ奉存候間右之通五百三拾匁ニ被仰付被下候様ニ奉願候得共再三御吟味之上ニ御座候間山出シ銅千貫目ニ付御運上銅百貫目此代銀五百五拾目宛如跡ノ之差上ケ御請可仕候御事

一銅御改御番所諸支御入用米如跡ノ之百九石貳斗備中御物成三步一御直段を以銀子ニ而差上可申候尤御番所修覆私方ノ可仕候御事

一先年服部六左衛門様御支配之節大水拔キ奉願貞享三子年(元ノ誤)辰年迄五ヶ年御請負仕大水拔キ掘候へ共岩石堅ク右御請負之内成就不仕其後後藤覺右衛門様ニ御代り又巳年ノ酉迄五ヶ年奉願未二

月六日迄ニ大水拔キ貳百間壹尺餘掘抜キ成就仕候依之井之ことく水湛先前之山土不及力捨置申
古間符數ヶ所干水ニ仕鏈掘出シ申候然共御山數百年ニ及大分掘下り申故大水拔キニ而干水ニハ
仕候得共谷々土底ニ掘下り申ニ付程なく又水強ク樋數大分ニ立失却掛り申候且又大水拔キハ登
隔り六枚と申間符口者川端ニ有之候故川水馳込申ニ付四拾年以來捨り居申所私數代御料私領數
ヶ所銅山仕來り申鍛鍊を以川筋長サ六拾間餘厚板ニ而張詰間符之内どろ水をさらへ水くゞり不
申様ニ申正月ハ五月迄大普請仕立申候依之去年中鏈かさ掘上ヶ御運上銀大分差上ヶ申候然共年
々大水拔キ入用金并ニ川普請失却未得取返シ不申候御事

右之通跡御山五ヶ年被仰付被下候ハ、捨り居申古間符悉吟味仕末々御山永ク榮申様ニ仕立御運上
銀大分差上ヶ私も立身仕度候只今年季之内ハ奉願候儀者御山少も中絶仕候得ハ諸國ニ下財等散り
行間符共水湛重而取明ヶ申ニ大分失却掛り御山相續難成奉存候乍恐被爲 聞召分被仰付被下候者
難有可奉存候以上

大坂淡路町壹丁目

泉屋 介 七

元祿六年
酉五月

同所

同 勘 介

請人同所

同 吉左衛門

平岡吉左衛門様

右之通私御代官所備中國川上郡吹屋村銅山御運上之儀去ル辰年の當酉年迄五ヶ年切大坂泉屋介七勘介と申者ニ被 仰付候處當酉暮年季明申ニ付來戌正月の寅極月迄五ヶ年切御請仕度旨右之者共奉願候只今迄掘シ候銅千貫目ニ付御運上銅百貫目此代銀五百五拾目宛銀ニ而致上納候此度奉願候者御山ニ水大分御座候而大水拔ニ失却多ク掛り其上只今稼申六枚間符之儀水底ニ罷成鏈續申間敷様ニ奉存候間御運上銅百貫目此代銀五百三拾目ニ被 仰付被下候様ニと願書差出シ申ニ付御運上増シ候様ニ再三吟味仕候へ共右之通失却多掛り其上御運上之外山役人給米百九石貳斗差上ケ申儀ニ御座候故御運上増候儀難罷成由申候於然者只今迄之通御運上銅百貫目ニ付代銀五百五拾目宛ニ而御請仕候様ニと爲申聞候處ニ左候ハ、跡々之通御運上銅百貫目ニ付代銀五百五拾目宛指上ケ御請可仕由申候方々相觸入札ニも申付候ハ、御運上増シ候而御請仕候者も可有御座様ニ奉存候へ共身躰薄者山不案内之者抔御請仕御山仕損シ末々御山も捨り申様ニ仕成シ申候而ハ如何ニ奉存候間

右介七勘介奉願候通被 仰付可然奉存候於然者請人證文等前之通取之御運上銀并御米代共ニ急度取立可申候尤所ニ障リニ罷成儀も無御座候如何被 仰付候哉奉窺候以上

元祿六年

西五月

平岡吉左衛門印

御勘定所

書面之備中御代官所吹屋村銅運上之義銅百貫目ニ付代銀五百五拾目宛運上出シ來戌年寅極月迄五ヶ年請負度由只今迄請負候者願候ニ付段ニ其方被遂吟味候處此通申付可然之旨左候ハ、證文被申付右願之通可被申付候尤運上銀并諸入用米代銀共急度取立年ニ可有勘定候所者本文ニ有之候以上

西六月

美濃印

伊賀印

傳左衛門印

七右衛門印

備中銅御山仕様之覺

備中銅御山仕様之覺

一 鋪^カ掘出シ鏈凡五拾荷 是を床壹枚吹と申候

此貫目六百貫目 但壹荷拾貳貫目之積り

一 右之鏈鋪ニ而掘申者を横番共又掘子とも申候

右貫鏈ニ仕候故横番自身明りへ追上ケ申候

一 右之鏈鋪ニ而掘候場所仕道普請遣申を得歩引と申候

一 鋪之内普請仕候大工を山留役人と申候

一 鋪之水を樋と申物ニ而取捨申候此者を水引と申候

右之水引を集申役人を水夫頭(カ)と申候

一 右鋪之内萬事下知仕候者を鋪廻と申候是者手代分之者ニ而御座候

一 是迄鋪ニ而働申候分如此御座候

一 右掘出候鏈くだき候時

右之内百貫目計

惡鏈撰出シ捨申候

一 此鏈くだき申者を碎女と申て下財之妻子ニ致させ申候
殘而正味鏈四拾荷 此貫五百貫目

一 此鏈を燒竈と申へ入燒申候ニ 木三百貫目計
炭五貫目計 入申候

一 右鏈碎女場ノ燒竈へはこび申人足を鏈持と申候

一 右鏈燒申者を燒大工と申候外ニ竈手子と申候

一 如此木炭を入燒申候へハ凡日數廿一二日程醒申候

此醒申鏈を床屋と申へ出シ吹申候

一 右燒竈ノ床屋へ出シ申人足燒出シと申候

一 右燒鏈四拾荷

床壹間ニ而一夜ニ吹
但五ツニ分ケ壹吹ニ八荷ツ、吹申候

此吹炭凡百六拾貫目計入

一 右吹申者を鉋大工と申壹人ニ而吹申候

一 吹子指申者を鉋手子と申而吹子貳挺貳人ニして指申候

一 吹床ニ拵候炭を白ニ而はたき申者を寸灰と申候

如此仕吹候へハ鉞と申ニ成へき取申候

此鉞七拾貫目計

是を間吹床と申ニ而
又吹立候而本銅ニ成申候

此床尻銅八貫目計

是ハ右鉞へき取候跡ニ壹吹ニ
壹ツツ御座候但正味銅ニ而御座候
故直ニ大坂へ上せ申候

一右鉞七拾貫目

此鉞間吹床壹軒ニ而一夜一吹ニ仕候

此吹炭凡六拾貫計入

一此吹様右鉛吹同前大工壹人手子貳人寸灰壹人入申候

此吹銅三拾五貫目計

正味銅貳口ノ四拾三貫目

一床尻八貫目
一間吹銅三拾五貫目

右之銅翌朝床屋ニ而御役人衆御改被成候

一右之銅山師方へ請取拾六貫目宛壹固仕高(ニ仕馬カ)ニ而成羽へ出シ成羽ハ川船ニ而倉敷へ出し大坂へ

船にて上せ申候

右者鋪ハ鏈掘出銅ニ成申候迄床壹枚吹と申大法如此御座候鏈善惡大分不同御座候右之外懸物品ニ
大分御座候得共悉難知御座候以上

附錄 備中銅御山仕様之覺

四

(元祿九年)

子ノ 九月

備中吉岡御銅山師

泉屋貞右衛門

右之通大坂ニテ御認山木様へ御上ケ被成候寫如此

備中銅山賃銀計量等大概

備中銅山

一山鉞壹荷

上坐斤兩拾貳貫匁

但負得歩共風袋程ハ色有之

銅斤兩ニ而拾四貫七百匁有之大方

貳割半ノ延ト見之拾貳貫匁ハタテ

物ニテ候東國或西國中國杯鉞之貫

匁輕キ所ニテハ拾貳貫匁ニ合申所

も可有之候

一燒木

木方拾三貫七百

但銅斤兩拾四貫七百

違 内六歩八ツ、
外七歩三

附録 備中銅山賃銀計量等大概

一上座斤兩拾貳貫匁木方斤兩ニテ見候ヘハ
拾三貫七百也

但上座八百七拾五匁九分一厘が

木方ニテ壹貫匁也

違 内壹割貳歩四〇九ツ、
外壹割四分壹六

一碎鉞釜入壹荷 木方斤兩拾三貫匁

但床屋小升 ツ

但 碎鍾壹斗五升也
汰物ハ壹升増壹斗六升

右之通ニ焚候得者床屋出し

欠無之積り

一床屋五ツ吹地升

但小升四拾五入

但五尺四方深サ壹尺七寸五步五

此坪數四萬三千八百七拾五坪

但壹寸四方ノ坪ニシテ

此升六石七斗六升八合也

「七九八七六^{山盛}」

此外ニ^(カ)鉄代と申テ燒出し壹ツ入ル

一同小升

但壹尺壹寸八步四方深サ七寸

但六九八ニテ候へ共

升壹斗五升三夕五才

右地升燒鉛仕かけ五吹ニ三拾七はい此升

減ハ小升ニ山もりニ入かけ候故也依之四

拾五はいニ^(カ)鉄代壹はい分四拾六はいと成

是ヲ升ノ山森り壹貳五ヲ以割候へハ卅五

と端タイツル以是ヲ卅六と成也

一生鉛燒ふへ

一貳割 一壹割七分 一壹割半

一壹割半 一壹割三分 一壹割

ノ壹割半

床吹賃

一鉛大工

一本前四吹 賃壹匁貳分

一増壹吹ニ付 賃八分ツ、

一扶持一日分 代七分壹厘ツ、

一米壹升 相庭考代六分五

一味曾塩 代 六厘

ノ

一 鉋手

一本前四吹 賃七分

一 増壹吹ニ付 賃五分ツ、

一 扶持一日分 代七分壹厘ツ、

一 鉋ス

一本前四吹 賃壹匁貳分

一 増壹吹ニ付 賃三分ツ、

一 無扶持

一 眞大工

一本前四拾五貫匁 賃壹匁貳分

一 増吹皮拾貫匁 賃六分三厘

一 扶持一日分 代七分壹厘

一 眞手

一本前四拾五貫匁 賃七分

一 増皮拾貫匁 賃六分三厘

一 扶持一日分 代七分壹厘

一 眞ス

一本前四拾五貫匁 賃壹匁

一 増皮拾貫匁 賃壹分

一 無扶持

右之通先年之賃銀也且亦鉋貳つ吹之時ハ扶持方なし眞吹五拾貫匁内五貫匁引殘四拾五貫匁也

其後無扶持ニ而賃定

一 鉞壹吹ニ付

大工 手

一 五分七厘 一 四分貳厘

ス灰

一 三分

一 眞吹皮拾貫匁ニ付

大工 手

一 四分六厘 一 四分

ス灰

一 壹分六厘

ノ

一 燒出シ持賃壹吹ニ付 賃三分ツ、

右之通定來り候

一 鉞持賃

一 千代平千荷七文 但九厘七毛

一 岸山關東 九文 但壹分貳厘五毛

一 千枚 八文 但壹分壹厘

一 栗山 壹文半 但

一 龜井拾枚 三文 但四厘貳毛

一 上六枚 拾貳文

一 下六枚 拾壹文 但壹分六厘

一 舟敷 同斷 但壹分六厘

一 車 八文 但壹分貳厘

一 瀬戸相老 拾壹文

一 庭山 拾貳文

一 柴山 九文

一 成戸 八文

一 末廣 九文

一 呂粕 拾壹文 但壹分六厘

亥二月六日

一 拾枚 六文 但壹分

- 一北山 拾壹文 但壹分六厘
- 一長門 八文 但壹分貳厘
- 一金山 亥六月 貳分 横番鎚不入
- 一藤本 〃九月 拾文 但壹分四厘
- 一釜山 四文 但七厘ツ、
- 一桐木 子二月 拾貳文 但壹分七厘
- 一關東千荷櫻七文 但壹分定
- 一貳本松 七文 但壹分
- メ上段鉛持錢ノ相庭八拾文定
- 下段ハ下財ノ右之通ニ取之

一山留給銀壹ヶ月五拾匁

外ニ矢先鉛三拾目内外

一木引壹匁壹分壹匁位

一山切壹番 賃九分ツ、

間吹道具斤目

- 一皮こぎ ひつ共 一また ひつ共
- メ六百八十 壹貫匁
- 一鉄垣 (九) ひつ共 一口取 ひつ共
- メ壹貫五百 八百七十
- 一ス灰からうす口鉄 七百匁

鉋吹道具斤目

- 一皮こぎ ひつ共 斤三百三十目 指渡六寸貳分 但皮筋寸法 長サ七寸 手ノ幅壹寸厚サ 三歩八リン
- メ七百四十 一炭垣 ひつ共
- 但貳丁入也 八百廿

- 一 からみ垣ひつ共 一 釘 ひつ共
- メ八百五十
- メ壹貫九百五十
- 一 皮へき ひつ共 一 からみ引 ひつ共
- メ七百
- メ六百十匁

大格右之通斤目

- 一 大 五百匁
- 一 中 三百匁
- 一 小 貳百匁

右著亥年大坂へ申上ス百匁七分七厘かへニシテ下ル

一 鯨油升 但拾貳はい入

一 塩升 四寸九分貳寸五分

一 得歩引ハ四分ハ九分迄ニ遣申候

一 山留半右衛門治右衛門年寄敷へも睨く
得不參候ニ付三拾六匁給銀相定メ申候

一 本番手子前得歩引者三拾六匁

一 方頭平三郎馬觸賃銅壹丸ニ付

壹錢ツ、馬持駄賃ハ引取遣ス

一 松板

- 一 三分 代貳匁
 - 一 四分 代貳匁貳分
 - 一 五分 代貳匁四分
 - 一 六分 代貳匁六分
 - 一 壹寸 代三匁八分
- 但桶船ニいたし候八尺物ハ本間

直し代四匁ツ、

一 樋板壹挺分 代三匁五六分

一 鍛冶本番賃定

一 玄能更(ハツラ) 賃貳匁五分

一 同口卷 同壹匁五分

一 山鎚更 賃壹匁五分

但口卷ハ無賃之定

一 靨はし受大 同八分

一 同小 同七分

一 斧更 同壹匁三分

一 同先かけ 同五分

一 前垣大更 同七分

一 同小 同六分

一 山はし更 同五分

一 三尺更 同貳匁

附録 備中銅山賃銀計量等大概

一 同續先かけ 同壹匁

一 同先かけ 同七分

一 鉄棒崎かけ 同貳匁

一 皮切さら 同貳分

一 矢さら 同壹匁

一 同鍬さら 同貳匁

一 鎌さら 同三分

一 釘貫さら 賃六分

一 かな鎚さら 同壹分五

一 鉄大鞍輪 同壹匁三分

一 鍛同 同三匁

一 折釘 同三厘ツ、

一 とうしん立 同六リン

一 鉄通シ子壹本 同三分

但新ニ岡山ニテ賣代十六匁

子ノ本數五拾三本有之

一手鉄燒質 但貳厘三三ツ、

一五尺さら 質三匁

一同先かけ 同壹匁

一同續先かけ 同壹匁五分

右者山之鍛鉄此方より遣し

質銀之定如此

一輛ニテ玄のふ壹丁代四匁三分五

ノ八百五拾匁定也

一床屋羽口壹人土打十三程ツ、致候

一備中番所へ

一茶壹匁ニ六升ツ、但肥後茶也

一醬油壹本 代八分

一酢壹升 代五分

一髮油壹合 代四分

一味噌九百 代壹匁

一赤折敷 代五分

一赤椀 代五分五

一から笠 代壹匁六分

一燒木山着ニ而貳拾貫匁替

春先ノ代ハ三月大方節供拂之心持也

一炭山着

一松栗拾貫匁 代貳匁四五分

但松山領御藏ニ成候節貳匁貳分迄ニ

一伐交同斷 代貳匁七八分

但右同斷之節貳匁五分六分迄

一堅炭同斷 代貳匁九分

但右同斷之節ハ貳匁七分位

一元祿子ノ比汰リ貳番粕はたき物之事

はたき粉高貳拾七石 但壹ヶ月ニ

但からうす壹挺ニ而一日出來粉九斗

是ハ床屋小升ニテ粉一日ニ六はいッ、定

内貳拾貳石 汰物ニシテ捨リ

殘汰正味五石

此實五百拾貫匁 有之

水くゞミニテ少重く水程捨リ

メ増申積リ

内八拾貫匁計 水ノヘリ

正ミ四百三拾貫匁

此荷數三拾六荷

但壹かニ付

一九匁 燒木百八拾貫

一拾四匁七分 吹賃焼出し共

但鉛四吹半皮四拾貫ニシテ

附録 備中銅山貨銀計量等大概

一四拾三匁四分

炭代

一七匁六分

銅太貨船ちん

一拾四匁壹分六厘

銅運上

一七拾八匁壹分六厘

はたき入用

一三拾六匁

からうす踏六十人

一拾六匁

同手子女卅人

一拾貳匁六分

汰リ物師廿壹人

一七匁七分六厘

水扱

但汰リ物十三人ニ四人水扱

壹人ニ三分七厘ッ、割方

一壹匁壹分

釜之持ちちん

一三匁八分貳厘

燒釜人足

大工貳人手子三人衣木持

一か賃八匁六分三厘八拾か汰リ物

焚ニシテ壹かニ壹分〇七九ッ、

一壹匁貳分

木割

メ

メ百六拾七匁貳リン

出來銅百八拾斤 五ツ貳百斤ニシテ

但百斤ニ付九拾貳匁八分也

一 汰物汰り立壹升九百匁

内百匁 水くゞミ引

殘千立八百匁有之是ハ稼^(セ)申候

一 和がり汰もの八百匁

内百匁 干へり

メ千立七百匁

一 右からうす入用之外ニ

壹ヶ月壹丁ニ五匁壹分鉄代貨銀割

入也

一 拾四匁八分 きね崎五挺賃

一 拾匁五分六厘 右鉄四貫六拾匁

メ貳拾五匁三分六厘五挺分

元祿九子年中

一 賣物高三百七拾貫九百拾五匁六分九厘

メ七拾三貫百拾壹匁九分

内

一百八拾五貫五百四拾三匁六分三

米

メテ四拾五貫九百七拾貳匁貳厘

一 五拾貫貳百九拾八匁壹分貳厘

炭

メテ八百拾六匁八分貳厘

一 拾四貫七百九拾匁七分五

燒木

メテなし

一 六百三拾四匁五分三厘

細木

メテ三匁壹分三厘

銀賣也

一 貳貫貳百貳拾七匁五分六厘

長木

メテ四拾三匁七分七厘

同斷

五口メ貳百五拾三貫四百九拾四匁五分九

(テカ)
メト四拾六貫八百卅五匁

七分四厘

右高三百七拾貫九百拾五匁六分九厘

又拾壹貫貳百五拾貳匁貳分九厘 下財銀かし

貳口メ三百八拾貳貫百六拾七匁九分八厘

内

一貳百五拾三貫四百九拾四匁五分九厘右五口引

又五貫匁

引

是ハ臺所入用賣物之内米代諸事

買平シニテ拂ニ出候ニ付如此

貳口メ貳百五拾八貫四百九拾四匁五分九厘

引殘賣物代百貳拾三貫六百七拾三匁三分九厘

但銀かし高共ニ入也

一七拾三貫百拾壹匁九分

口ノ利

一壹貫八拾貳匁三分壹厘

銀かし歩

但渡し高拾壹貫貳百五拾貳匁貳分九厘

貳口メ七拾四貫百九拾四匁貳分壹厘

附録 備中銅山貨銀計量等大概

内四拾六貫八百卅五匁七分四厘 右五口ノ利引

但銀かし歩除之メ賣物利

割ニ入ル

殘テ貳拾七貫三百五拾八匁四分七厘

此銀右殘賣物代ニテ見候得ハ

但壹貫匁ニ付

内貳百廿壹匁貳分壹厘三ツ、
外貳百八拾四匁五厘貳二四ツ、

右之積りヲ以月々入目考申候勿論賣

物ニ格違有之時ハ外ニ仕立見可申候

一備中大角樋内乘三寸八歩尻三歩ノリ

但 かん柄引手三尺
升形三寸壹歩 且又丸金三尺五寸也

一同中角三寸六歩 一小角三寸貳歩

元祿丑七月

一關東撰出シ鉞はたぎ物之事

一百八拾壹匁八分壹厘 からうす 壹挺壹ヶ月積

但出來三拾六荷 壹か拾三貫匁ツ、

メ四百六拾八貫

□九步斤百九拾八斤五ツ貳百廿斤

此汰立五百拾四貫八百壹丁一日

はたき粉床屋小升六はい定

汰立十七貫百六拾匁内壹貫五百

六十匁水ケ有之干へりメテ正味

ニシテ拾五貫六百也

一五拾壹匁

一三拾六匁

六分 踏人貳人六拾人

一拾五匁

五分 入手壹人卅人

メ

一拾三匁五分

六分 汰師廿貳人半

但からうす四丁ノ粉三人にて

ゆり申候

一六匁七分五

壹匁貳分 水汲五人六貳五

但ゆり四人ニ水汲壹人

一拾壹匁七分

燒木貳百卅四貫

但拾かニ六拾貫ツ、

一壹匁四分

壹匁貳分 木割

壹人壹七

但壹人貳百貫割申候

一四匁四分

撰出候鉞持ちちん

一壹匁壹分貳厘五

ゆり物釜へ

一貳匁貳分六厘

釜前入目

但八拾かニ大工壹人衣壹人

手貳人メ五匁三厘之割也

拾かニ六分貳厘八七五ツ、

衣木持候

一五拾九匁五分 寸み

一九匁 吹ちん

一拾五匁八分四厘 運上

一五匁三分四厘 銅入用

斤九拾壹匁八分貳厘ニ當

外からうす入用少入申候

一 銅水へり之事

一 銅五百卅匁平 八月朔日

一 五百廿五匁 八月二日

一 五百廿三匁 八月三日

一 五百廿匁 八月十四日

殘拾匁 水へり

但壹貫匁ニ付 内拾八匁八分六厘七毛
外拾九匁貳分六厘

一 銅七百卅匁 八月四日

一 七百廿六匁五分 八月五日

附録 備中銅山貨銀計量等大概

一 七百廿五匁 八月十四日

殘テ五匁 水へり

但壹貫匁ニ付 内六匁八分四厘
外六匁八厘九七

一 銅七百八拾五匁 八月十六日

一 七百七拾壹匁三分八月廿四日

殘拾三匁七分 水へり

但壹貫匁ニ付 内十七匁四分五厘
外十七匁七分六厘

一 鉨屋羽口竹

一 前七寸五分 一後壹尺六寸

一 きろふ竹長サ壹尺六寸也

步附大法

一 舟鋪平シ 但三百七拾斤

一 本拾枚 但貳百七八九拾斤
但四拾斤まで

但元祿亥二月鎌入七月迄

一中拾枚釜山ロにて 但 三百拾斤ふ
三百卅斤迄

但同亥七月ふ子五月九日迄

但上鉞計撰候而へ四百五六拾斤有之候

一船鋪中通り 但 貳百六七拾斤ふ
貳百四拾斤迄

但元祿子三月十三日ふ同九月晦日迄

一藤の本 但 貳百三四拾五斤

但右之頃

一釜山 但 貳百八拾九十斤ふ
根戸へ成貳百五六十斤

但子八月三日ふ十月晦日迄

一船鋪 但 貳百五六拾斤

但子十一月ふ丑二月廿五日迄

一龜井山 但上へハ三百斤位見分

但亥極月ふ子三月迄

一千荷稼し 但 貳百貳拾斤

一關東立ノ八挺 但 三百三四拾斤

但立ノ五挺坪出來取合三百五拾斤

右ハ子ノ二月廿四日ふ七月十日迄

一丑五月床屋拾物 但 百八拾斤

一同床大工拾物 但 貳百貳拾斤

一新古からみ拾物計 但 百五拾八斤七分

一鉞ずり買拾物 但 貳百拾壹斤

一同斷拾物替ち□ 但 貳百廿八斤

一太鞍堂汰物 但 百七拾壹斤

ノ

一備中日雇平ハ壹匁壹分汰り手子木割

釜前者壹匁貳分宛也白長大普請之節

ハ日雇平シ壹匁壹分ニ定候由

後記

住友の吉岡銅山經營は、第一次の天和元年より元祿十一年まで十八年間の所謂自力經營と、第二次の元祿十五年より享保元年に至る十五年間の幕府の要請に基く所謂幕府助成の經營とに分たれる。本輯には先づ第一次經營について論述した。既述の如く吉岡銅山の經營は住友鑛業史上に於いて重大な意義を有するのみではなく、又地元大塚家並に京都銀座の經營等と共に、近世和年間以後の本銅山經營の主たるものであつた。

昨年十二月初旬、親しく吉岡銅山を訪ね現地調査を試みたが、幸ひ元吹屋町長片山淺治郎氏・吹屋舊家大塚倫子氏はじめ地元關係御各位より多大の御配慮並に御教示を忝うし、大塚家文書の閲覽、銅山舊跡調査等所期以上の成果を擧げることが出來た。尙、現地調査に際し京都大學教授小葉田淳博士はじめ脇田修氏・藤井學氏には御同道の上種々御指導御配慮を賜はつた。

又、本輯の刊行に當つても博士より懇切なる補訂を戴き向井氏の遺稿をして一層價值あるものたらしめ得た。

昭和三十五年秋

昭和三十五年秋 初版発行
平成四年一月二十日 初版第二刷発行

606 京都市左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町一番地の二
編纂発行 住友史料館

601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷 河北印刷株式会社